

市議会議員 様

柳井市長 井 原 健太郎

市議会定例会の招集について

このことについて、別紙告示写しのとおり招集したので通知します。

現在までに提出を予定している事件は、下記のとおりであります。

記

- | | |
|--------|--|
| 議案第62号 | 柳井市市民参画と協働によるまちづくり推進条例の制定について |
| 議案第63号 | 柳井市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について |
| 議案第64号 | 柳井市水道給水条例等の廃止について |
| 議案第65号 | 柳井市上下水道事業経営審議会条例の一部を改正する等の条例の制定について |
| 議案第66号 | 柳井市部制条例等の一部改正について |
| 議案第67号 | 柳井市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について |
| 議案第68号 | 柳井市監査委員条例及び市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について |
| 議案第69号 | 柳井市役所出張所設置条例及び柳井市公民館条例の一部改正について |
| 議案第70号 | 柳井市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正について |
| 議案第71号 | 柳井市職員定数条例の一部改正について |
| 議案第72号 | 柳井市職員退職手当支給条例の一部改正について |
| 議案第73号 | 柳井市議会の議決すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の一部改正について |
| 議案第74号 | 柳井市体育館条例の一部改正について |
| 議案第75号 | やない西藏の指定管理者の指定について |
| 議案第76号 | 柳井市文化福社会館、柳井市勤労青少年ホーム及び柳井市体育館の指定管理者の指定について |
| 議案第77号 | 柳井市武道館、柳井市民球場、柳井市南浜グラウンド、柳井市南浜テニスコート及び柳井市小田浜グラウンドの指定管理者の指定について |
| 議案第78号 | 工事請負契約の締結について |
| 議案第79号 | 工事請負変更契約の締結について |
| 議案第80号 | 市道路線の認定について |
| 議案第81号 | 令和6年度柳井市一般会計補正予算（第4号） |

議案第 8 2 号	令和 6 年度柳井市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 8 3 号	令和 6 年度柳井市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 8 4 号	令和 6 年度柳井市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 8 5 号	令和 6 年度柳井市水道事業会計補正予算（第 2 号）
議案第 8 6 号	令和 6 年度柳井市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

承認第 4 号	専決処分の承認を求めることについて
---------	-------------------

報告第 1 6 号	教育委員会事務の点検及び評価について
-----------	--------------------

柳井市告示第39号

令和6年第4回柳井市議会定例会を、次のとおり招集する。

令和6年11月25日



柳井市長 井原 健太郎

1 期 日 令和6年12月4日

2 場 所 柳井市議会議場

議案第62号

柳井市市民参画と協働によるまちづくり推進条例の制定について

柳井市市民参画と協働によるまちづくり推進条例を次のように定めるものとする。

令和6年12月4日提出

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市市民参画と協働によるまちづくり推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 市民参画（第4条－第11条）

第3章 協働によるまちづくり（第12条－第15条）

第4章 コミュニティ活動（第16条－第21条）

第5章 雑則（第22条）

附則

私たちのまち柳井市は、瀬戸内海に面し温暖で穏やかな気候に恵まれ、古くから多くの人々がこの地で生活を営んできた。そして県南東部における海上交通の要衝として、また豪商が軒を連ねる商都と称され、今日まで経済、文化の中心的都市として発展してきた。

現在は、市民活動団体やコミュニティ団体等が、このまちや地域をより良くしたいとの思いから、自主的・主体的にまちづくりに取り組んでいる。

しかし近年は、少子化・高齢化、人口減少が進み、私たちの暮らしを取り巻く環境も大きく変わろうとしている。今、どのようにしてこの美しい故郷を守り、持続可能なまちを実現していくか、私たち自身の覚悟と姿勢が問われている。

私たち柳井市民は、先人が守り伝えてきた歴史と文化を守り、持続的な地域社会の発展のため、市民と行政が共に考え（参画）、共に行動する（協働）ことを願い、柳井市市民参画と協働によるまちづくり推進条例をここに制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市民参画と協働によるまちづくりを推進するために必要な基本的事項を定めることにより、市民がまちづくりに主体的かつ積極的に参加し、将来にわたり持続可能な地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）市民 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 本市の区域内に住所を有する者

イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者

ウ 本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人、法人その他の団体

(2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(3) 市民参画 市民が、市政に関する施策の立案から実施及び評価までの過程に参加することをいう。

(4) 協働 地域社会の課題解決及び活性化のために、市民及び市長等がそれぞれの役割と責任を担い、協力し合うことをいう。

(5) パブリックコメント 市の基本的な政策を立案する過程において、その立案に係る政策の趣旨、内容等を広く市民に公表し、これらについて提出された市民の意見を考慮して意思決定を行う手続をいう。

(6) 審議会等 市政運営上一定の役割を担うために組織化された機関であって、次に掲げるものをいう。

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定により、法律又は条例の規定に基づき設置された附属機関

イ 市政運営上の意見の聴取、交換、懇談等を行うため市長等が設置した私的諮問機関

(7) ワークショップ 特定のテーマ又は課題に対応するため、具体的課題の抽出、解決等について、集団による共同作業や話し合いを通じて意見等の集約を図る手法をいう。

(8) コミュニティ活動 地縁又は共通の関心等によってつながった多様な組織及び集団が、身近な社会的課題を解決するために行う自主的で自立的な活動をいう。

(9) 市民活動 市民の自主的・主体的な社会参加活動で、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする活動であり、次のいずれにも該当しないものをいう。

ア 宗教・政治活動を主たる目的とする活動

イ 選挙活動を目的とする活動

ウ 営利を目的とする活動

(10) スクール・コミュニティ 学校を核として、学校と市民とが相互の結びつきを深め、協働してまちづくりを行うことをいう。

(情報共有)

第3条 市民及び市長等は、市民参画と協働を拡充推進するため、情報共有に努めるものとする。

第2章 市民参画

(市民参画の拡充推進)

第4条 市長等は、積極的に市政への市民参画の機会を設け、市民の意見等を施策に反映する

よう努めるものとする。

- 2 市民及び市長等は、相互の信頼関係の下、自らの役割と責任を認識し、積極的に市民参画の拡充推進に努めるものとする。

(市民参画の対象)

第5条 市長等は、次に掲げる事項を行おうとする場合は、市民参画の機会を設けなければならない。

- (1) 市の長期構想及び市行政の各分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画等の策定又は変更
- (2) 市民に義務を課し、又は権利を制限する内容を含む条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改正に係る案の策定
- (3) 広く市民の公共の用に供される施設の建設に係る基本計画等の策定又は変更

- 2 市長等は、前項各号に掲げる施策以外の施策についても、市民参画の拡充推進に努めるものとする。

- 3 市長等は、前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、市民参画の対象としないものとする。

- (1) 軽微なもの
- (2) 定型的又は経常的に行うもの
- (3) 法令の規定により施策の実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの
- (4) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収等に関するもの
- (5) 市長等の内部の事務処理に関するもの
- (6) 施設等の設置及び管理運営に関する条例等の制定又は改廃を行うもの
- (7) 緊急その他やむを得ない理由があるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるもの

- 4 市長等は、前項第7号の規定により市民参画の機会を設けなかった場合において、市民からその理由を求められたときは、当該市民に対し、これを説明しなければならない。

(市民参画のための手法)

第6条 市民参画のための手法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) パブリックコメントの実施
- (2) 審議会等の会議（以下「会議」という。）の開催
- (3) アンケートの実施
- (4) 説明会の開催
- (5) ワークショップの実施
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認める手法

- 2 市長等は、より効果的で新たな市民参画のための手法について、必要な調査研究を行うよ

う努めるものとする。

(市民参画の実施)

第7条 市長等は、前条第1項各号に掲げる市民参画のための手法のうちから、事案の内容等に応じ効果的なものを選定し、これを適切な時期に実施するものとする。

2 市長等は、市民参画を実施しようとするときは、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 市民の多様な意見等を求めるため、特に必要があると認められるときは、複数の手法を併用すること。

(2) 特定の地域を対象とする施策については、対象となる地域に関わりのある市民が参画できるようにすること。

(公表)

第8条 市長等は、市民参画を拡充推進するに当たっては、次の各号のいずれかに掲げる方法により、あらかじめその目的、実施時期その他必要と認める事項を公表し、実施後は、その結果について公表するものとする。

(1) 市の窓口での閲覧

(2) 市のホームページへの掲載

(3) 市の広報紙への掲載

(4) 市庁舎その他市の区域内の適当な場所における掲示

(5) 前各号に掲げるもののほか、効果的に周知できる方法

(パブリックコメントの対象)

第9条 市長等は、第5条第1項及び第2項に掲げる事項のうち、広く市民から意見等を求める必要がある事項について市民参画を実施しようとするときは、パブリックコメントを含めて実施しなければならない。

(パブリックコメントの実施)

第10条 市長等は、パブリックコメントを実施しようとするときは、対象とする計画等の素案等を公表しなければならない。

2 市長等は、素案等を公表するときは、次に掲げる事項を記載した概要を付するよう努めなければならない。

(1) 策定の趣旨、目的及び背景

(2) 素案等の概要

(3) 素案に関連する次の資料

ア 根拠法令

イ 計画等の策定又は変更にあつては、上位の計画等の概要

ウ その他必要な資料

3 市長等は、パブリックコメントの実施により提出された意見等を十分考慮して、意思決定

を行うものとする。

- 4 市長等は、前項の意思決定を行ったときは、提出された意見等及びこれに対する市長等の考え方並びに修正した内容（素案等を修正した場合に限る。）を公表するものとする。ただし、提出された意見等が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- （１）賛否の結論のみを示した意見
 - （２）対象とする計画等に合致しない意見等
 - （３）パブリックコメントの実施の際に指定した手続を経ないで提出された意見等
 - （４）柳井市の保有する情報の公開及び説明責任に関する条例（平成１７年柳井市条例第１８号）第６条各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）に該当する意見等
- 5 市長等は、パブリックコメントを実施したにもかかわらず意見等の提出が無かった場合は、その旨を公表しなければならない。

（審議会等）

第１１条 市長等は、審議会等の構成員については、審議会等の設置目的を踏まえ、幅広い層から必要な人材を選定するとともに、公募等により選定された者を積極的に加えるよう努めなければならない。ただし、法令の規定により構成員の構成が定められていることその他の理由がある場合は、この限りでない。

- 2 市長等は、会議を開催する場合は、開催日時、場所等を公表しなければならない。ただし、緊急に開催するときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

- 3 会議は、公開しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- （１）非公開情報に関し審議するとき。
- （２）会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事の運営に支障が生じると認められるとき。

- 4 市長等は、第５条第１項に規定する事項に関するものその他市民参画が求められる事項に関する会議が開催されたときは、会議録を公表するものとする。

第３章 協働によるまちづくり

（協働によるまちづくりの拡充推進）

第１２条 市民及び市長等は、前文に掲げる理念に基づき、協働によるまちづくりを拡充推進するよう努めるものとする。

（市民の役割）

第１３条 市民は、自主的かつ主体的にまちづくりに取り組むとともに、社会との調和に努め、必要に応じ市長等及び他の市民と適切な役割分担の下で連携し、協力するよう努めるものとする。

- 2 市民は、協働によるまちづくりに関する理解を深めるよう努めるものとする。

(市長等の役割)

第14条 市長等は、市民が培った技術、経験等が生かされる協働の仕組みづくり及び環境整備に努めるものとする。

(やない市民活動センターの役割)

第15条 やない市民活動センターは、協働によるまちづくりを推進していくため、市民の自主的、自発的活動を支援する。

第4章 コミュニティ活動

(自主自立のコミュニティ活動のための環境整備)

第16条 市民及び市長等は、市民が各地域におけるコミュニティ活動及び市民活動（以下「地域コミュニティ活動等」という。）を継続して行えるよう、環境整備に努めるものとする。

2 市長等は、スクール・コミュニティによるまちづくりの実現に向け、市民のスクール・コミュニティへの参画の推進に努めるものとする。

(人材の育成支援)

第17条 市長等は、地域コミュニティ活動等に関して市民が広く学べる機会を設けるなど、地域コミュニティ活動等を担う人材の育成に必要な環境整備に努めるものとする。

(活動の場の提供等)

第18条 市長等は、身近な公共施設等を活用し、地域コミュニティ活動等の場の提供等に努めるものとする。

(活動資金等の支援)

第19条 市長等は、地域コミュニティ活動等の自立性を妨げない範囲内で、その活動に要する資金の助成その他財政的支援に努めるものとする。

(施策の総合的な実施)

第20条 市長等は、地域コミュニティ活動等の推進に関する施策を総合的に実施するよう努めるものとする。

(合意形成)

第21条 市民及び市長等は、各地区コミュニティ等の身近な地域における環境保全、福祉の増進等の地域社会の課題解決及び活性化に向けて、円滑な合意形成ができるよう取り組むものとする。

2 市長等は、前項に規定する合意の形成の過程において、必要な支援に努めるものとする。

第5章 雑則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日に既に実施され、又は実施のための準備が進められており、相当の理由により市民参画のための手法を実施することが困難と認められる市長等の施策については、この条例の規定は、適用しない。

議案第 63 号

柳井市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

柳井市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 12 月 4 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

柳井市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成 17 年柳井市条例第 164 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

柳井市下水道事業の設置等に関する条例

第 1 条中「次条第 1 項に規定する水道事業及び同条第 2 項に規定する」を削る。

第 2 条の見出し中「水道事業及び」を削り、同条第 1 項を削り、同条第 2 項を同条とする。

第 3 条中「簡易水道事業及び」を削る。

第 4 条第 1 項中「第 2 条に規定する事業（以下「上下水道事業」という。）」を「下水道事業」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「別表第 2」を「別表」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 5 条中「上下水道事業」を「下水道事業」に改め、同条第 2 項中「上下水道部」を「建設部」に改める。

第 6 条第 1 項を削り、同条第 2 項を同条第 1 項とする。

第 7 条から第 10 条までの規定中「上下水道事業」を「下水道事業」に改める。

別表第 1 を削り、別表第 2 を別表とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、柳井市水道事業に係る財産及び負債並びに権利義務は、柳井地域広域水道企業団に継承するものとする。

議案第 6 4 号

柳井市水道給水条例等の廃止について

柳井市水道給水条例等を次のように廃止するものとする。

令和 6 年 1 2 月 4 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市水道給水条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 柳井市水道給水条例（平成 1 7 年柳井市条例第 1 6 6 号）
- (2) 柳井市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成 2 5 年柳井市条例第 6 号）
- (3) 柳井市簡易水道条例（平成 1 7 年柳井市条例第 1 6 7 号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、柳井市水道事業に係る財産及び負債並びに権利義務は、柳井地域広域水道企業団に継承するものとする。

議案第65号

柳井市上下水道事業経営審議会条例の一部を改正する等の条例の制定について

柳井市上下水道事業経営審議会条例の一部を改正する等の条例を次のように定めるものとする。

令和6年12月4日提出

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市上下水道事業経営審議会条例の一部を改正する等の条例

(柳井市上下水道事業経営審議会条例の一部改正)

第1条 柳井市上下水道事業経営審議会条例（令和4年柳井市条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

柳井市下水道事業経営審議会条例

第1条中「地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項」に、「柳井市上下水道事業経営審議会」を「柳井市下水道事業経営審議会」に改める。

第2条中「水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」を「市長」に、「上下水道事業」を「下水道事業」に、「管理者に答申」を「市長に答申」に改める。

第3条第2項中「管理者」を「市長」に改め、同項第2号中「水道又は」を削る。

第5条第1項ただし書中「管理者」を「市長」に改める。

第8条中「上下水道部」を「建設部」に改める。

第9条中「管理者」を「市長」に改める。

(柳井市水道事業及び下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の廃止)

第2条 柳井市水道事業及び下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年柳井市条例第165号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の柳井市上下水道事業経営審議会条例の規定により委嘱されている柳井市上下水道事業経営審議会の委員である者は、その任期が終了するまでの間は、改正後の柳井市下水道事業経営審議会条例の規定により委嘱されている柳井市下水道事業経営審議会の委員とみなす。

議案第 6 6 号

柳井市部制条例等の一部改正について

柳井市部制条例等の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 1 2 月 4 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市部制条例等の一部を改正する条例

(柳井市部制条例の一部改正)

第 1 条 柳井市部制条例（平成 1 7 年柳井市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「上下水道部」を削る。

第 2 条第 3 号に次のように加える。

キ 下水道に関する事項

ク 水道に関する事項（地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）の適用を受ける水道事業を除く。）

第 2 条中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とする。

(柳井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 2 条 柳井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 2 5 年柳井市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条を削り、第 1 0 条を第 9 条とし、第 1 1 条を第 1 0 条とする。

(柳井市職員の降給に関する条例の一部改正)

第 3 条 柳井市職員の降給に関する条例（令和 4 年柳井市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、柳井市現業職員の給料に関する規則」を「又は柳井市現業職員の給料に関する規則」に改め、「又は柳井市水道事業及び下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 1 7 年柳井市条例第 1 6 5 号）第 3 条の給料表」を削る。

(柳井市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第 4 条 柳井市職員の定年等に関する条例（平成 1 7 年柳井市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「及び柳井市水道事業及び下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 1 7 年柳井市条例第 1 6 5 号）第 1 1 条に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職」及び「これらの職のうち」を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 6 7 号

柳井市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について

柳井市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 1 2 月 4 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(柳井市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 柳井市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成 1 7 年柳井市条例第 1 6 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「法の規定の全部」を「法第 2 条第 2 項に規定する財務規定等」に改める。

第 5 条を削り、第 6 条を第 5 条とし、第 7 条を第 6 条とする。

第 8 条中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 8 項」に改め、同条を第 7 条とし、第 9 条を第 8 条とする。

第 1 0 条第 1 項中「管理者」を「市長」に、「市長に提出」を「作成」に改め、同条第 2 項第 3 号中「管理者」を「市長」に改め、同条第 3 項中「提出」を「作成」に、「管理者」を「市長」に改め、同条を第 9 条とする。

(柳井市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第 2 条 柳井市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成 1 7 年柳井市条例第 1 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」を「市長」に改める。

第 2 条第 2 項、第 3 条、第 5 条、第 6 条第 1 項及び第 3 項、第 7 条、第 8 条第 2 項並びに第 9 条から第 1 3 条までの規定中「管理者」を「市長」に改める。

第 1 5 条中「規程」を「規則」に改める。

(柳井市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正)

第 3 条 柳井市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成 1 7 年柳井市条例第 1 0 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」を「市長」に改め、同条第 2 項中「管理者」を「市長」に改める。

第 4 条、第 5 条第 1 項、第 6 条及び第 8 条中「管理者」を「市長」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定（「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 8 項」に改める部分に限る。）は、地方自治法の一

部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に定める日から施行する。

議案第 68 号

柳井市監査委員条例及び市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について

柳井市監査委員条例及び市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 12 月 4 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市監査委員条例及び市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

(柳井市監査委員条例の一部改正)

第 1 条 柳井市監査委員条例（平成 17 年柳井市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 243 条の 2 の 8 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 3 項」に改める。

(市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第 2 条 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 2 年柳井市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 243 条の 2 の 7 第 1 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 1 項」に、「第 243 条の 2 の 8 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 65 号）附則第 1 条第 3 号に定める日から施行する。

議案第 69 号

柳井市役所出張所設置条例及び柳井市公民館条例の一部改正について

柳井市役所出張所設置条例及び柳井市公民館条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 12 月 4 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市役所出張所設置条例及び柳井市公民館条例の一部を改正する条例

(柳井市役所出張所設置条例の一部改正)

第 1 条 柳井市役所出張所設置条例（平成 17 年柳井市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表柳井市役所阿月出張所の項位置の欄中「1748 番地 2」を「1729 番地 1」に改める。

(柳井市公民館条例の一部改正)

第 2 条 柳井市公民館条例（平成 17 年柳井市条例第 142 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表柳井市阿月公民館の項位置の欄中「1748 番地 2」を「1729 番地 1」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 70 号

柳井市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正について

柳井市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 12 月 4 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例

柳井市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年柳井市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 83 条第 1 項」の次に「及び第 84 条」を加え、「とする」を「とし、同条中「60 日以内」とあるのは「44 日以内」と、「同条第 1 項」とあるのは「柳井市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年柳井市条例第 21 号）第 5 条の規定により読み替えて適用される前条第 1 項」とする」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 1 号

柳井市職員定数条例の一部改正について

柳井市職員定数条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 1 2 月 4 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市職員定数条例の一部を改正する条例

柳井市職員定数条例（平成 1 7 年柳井市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第 2 条第 1 号中「2 8 2 人」を「3 0 0 人」に改め、同条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、同条第 4 号中「2 9 人」を「3 4 人」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条中第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 72 号

柳井市職員退職手当支給条例の一部改正について

柳井市職員退職手当支給条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 12 月 4 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

柳井市職員退職手当支給条例（平成 17 年柳井市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 10 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

（2）その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であって、雇用保険法第 24 条の 2 第 1 項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第 12 条第 11 項第 4 号中「職業」を「安定した職業」に改め、同項第 5 号中「公共職業安定所」の次に「、職業安定法第 4 条第 9 項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第 18 条の 2 に規定する職業紹介事業者」を加え、同条第 14 項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号に該当する者に係る就業促進手当について同条第 4 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、各号を削る。

附則第 4 項の前の見出しを削り、同項に見出しとして「（勤続期間の通算）」を付する。

附則第 5 項の前の見出しとして「（退職手当の調整）」を付し、同項中「附則第 11 項から第 19 項」を「附則第 12 項から第 20 項」に改める。

附則第 6 項中「附則第 14 項」を「附則第 15 項」に改める。

附則第 8 項中「附則第 12 項」を「附則第 13 項」に改める。

附則第 19 項中「附則第 16 項」を「附則第 17 項」に改め、同項を附則第 20 項とする。

附則第 18 項中「附則第 16 項」を「附則第 17 項」に改め、同項を附則第 19 項とし、附則中第 17 項を第 18 項とし、第 16 項を第 17 項とする。

附則第15項中「附則第13項」を「附則第14項」に改め、同項を附則第16項とし、附則中第14項を第15項とし、第13項を第14項とする。

附則第12項中「附則第12項」を「附則第13項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第11項中「附則第11項」を「附則第12項」に改め、同項を附則第12項とし、附則第10項の次に次の1項を加える。

- 11 令和9年3月31日以前に退職した職員に対する第12条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたものの（アに掲げる者を除く。）」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の柳井市職員退職手当支給条例（以下「退職手当条例」という。）第12条第10項（第2号に係る部分に限り、退職手当条例附則第11項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した退職手当条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。次項において同じ。）であって退職手当条例第12条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日がこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後であるものについて適用する。

- 3 退職手当条例第12条第11項第4号（同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であつて施行日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であつて施行日以前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

議案第 73 号

柳井市議会の議決すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の一部改正について

柳井市議会の議決すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 12 月 4 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市議会の議決すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の一部を改正する条例

柳井市議会の議決すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例（平成 17 年柳井市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号を削る。

第 3 条第 2 号を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 7 4 号

柳井市体育館条例の一部改正について

柳井市体育館条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 1 2 月 4 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市体育館条例の一部を改正する条例

柳井市体育館条例（平成 1 7 年柳井市条例第 1 6 0 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「8 月 1 3 日から 8 月 1 6 日までの間及び」を削る。

第 5 条に次のただし書を加える。

ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。

第 8 条中「体育館の」を「第 6 条第 1 項の規定により」に改め、「若しくは」の次に「利用を」を加え、同条第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

（4）災害その他不可抗力による事由により利用させることができなくなったとき。

第 1 0 条第 1 項本文中「利用料金を、利用許可を受けた際」を「利用料金（以下「利用料金」という。）を、利用期日までに」に改める。

別表第 1 から別表第 3 までを次のように改める。

別表第 1（第 1 0 条関係）

メインアリーナ、ステージ及びサブアリーナ利用料金

区分		基本利用料金（1 時間につき）	
		午前 9 時から 午後 1 0 時まで	午後 1 0 時から 午前 9 時まで
メインアリーナ （3 階観客席を含む。）	全面	3, 0 0 0 円	3, 6 0 0 円
	2 分の 1	1, 5 0 0 円	1, 8 0 0 円
	1 0 分の 1	3 0 0 円	3 6 0 円
ステージ		1 1 0 円	1 3 0 円
サブアリーナ	全面	1, 3 3 0 円	1, 5 9 0 円
	1 0 分の 1	1 3 0 円	1 5 0 円

備考

1 基本利用料金には、照明利用料金及び冷暖房利用料金に相当する額を含む。

2 利用する時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

3 利用料金は、次の区分により計算するものとする。

区分		利用料金
1 入場料その他これに類する料金を徴収しない場合	(1) アマチュアスポーツに利用する場合	基本利用料金とする。
	(2) アマチュアスポーツ以外の催物に利用する場合	基本利用料金の2倍とする。
	(3) 営利又は宣伝に利用する場合	基本利用料金の4倍とする。
2 入場料その他これに類する料金を徴収する場合	(1) アマチュアスポーツに利用する場合	基本利用料金の2倍とする。
	(2) アマチュアスポーツ以外の催物に利用する場合	基本利用料金の4倍とする。
	(3) 営利又は宣伝に利用する場合	基本利用料金の8倍とする。

4 利用者が準備又は原状回復のために利用する利用料金は、入場料その他これに類する料金を徴収しない場合は備考第3項の表の1の(1)により、入場料その他これに類する料金を徴収する場合は同表の2の(1)により徴収する。

5 利用料金の算定において10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

別表第2（第10条関係）

その他の室の利用料金

区分	基本利用料金			
	午前	午後	夜間	午後10時から 午前9時まで (1時間につき)
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	
会議室	1,540円	1,980円	2,640円	630円
応接室	990円	1,320円	1,650円	390円
研修室	990円	1,320円	1,650円	390円
役員控室	990円	1,320円	1,650円	390円

控室	990円	1,320円	1,650円	390円
その他の室	特に利用を認めた場合は、指定管理者が定める面積類似の室の利用料金に相当する額とする。			

備考

- 1 利用者が営利又は宣伝に利用するときの利用料金は、この表に定める基本利用料金の2倍とする。ただし、準備又は原状回復のために利用する場合は、この限りでない。
- 2 利用料金の算定において10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

別表第3（第10条関係）

附属設備等利用料金

区分		単位	利用料金
特別電気設備		1KWにつき	110円
放送設備	メインアリーナ	1時間につき	110円
冷暖房設備	会議室	1時間につき	450円
	応接室	1時間につき	80円
	研修室	1時間につき	160円
	役員控室	1時間につき	160円
	控室	1時間につき	80円
	その他の室	特に利用を認めた場合は、指定管理者が定める面積類似の室の利用料金に相当する額とする。	
シャワー		5分間につき	110円

別表第4を削る。

附 則

この条例は、令和7年2月11日から施行する。

議案第 75 号

やない西蔵の指定管理者の指定について

下記のとおりやない西蔵の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 4 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

記

1 管理を行わせる施設の名称及び位置

名 称 やない西蔵

位 置 柳井市柳井 3700 番地 8

2 指定管理者となる団体

名 称 公益社団法人 柳井広域シルバー人材センター

代表者名 理事長 行 村 敏 彦

所 在 地 柳井市南町三丁目 9 番 2 号

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

議案第 76 号

柳井市文化福祉会館、柳井市勤労青少年ホーム及び柳井市体育館の指定管理者の指定について

下記のとおり柳井市文化福祉会館、柳井市勤労青少年ホーム及び柳井市体育館の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月4日提出

柳井市長 井 原 健太郎

記

1 管理を行わせる施設の名称及び位置

名 称	位 置
柳井市文化福祉会館	柳井市柳井3718番地
柳井市勤労青少年ホーム	柳井市柳井3718番地
柳井市体育館	柳井市柳井3714番地3

2 指定管理者となる団体

名 称 株式会社ビークルーエッセ

代表者名 代表取締役 國 光 弘

所 在 地 山口県周南市新地三丁目5番18号

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第 77 号

柳井市武道館、柳井市民球場、柳井市南浜グラウンド、柳井市南浜テニスコート及び柳井市小田浜グラウンドの指定管理者の指定について

下記のとおり柳井市武道館、柳井市民球場、柳井市南浜グラウンド、柳井市南浜テニスコート及び柳井市小田浜グラウンドの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 4 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

記

1 管理を行わせる施設の名称及び位置

名 称	位 置
柳井市武道館	柳井市南浜三丁目 2 番 3 号
柳井市民球場	柳井市南浜三丁目 2 番 1 号
柳井市南浜グラウンド	柳井市南浜三丁目 670 番 9、675 番 17
柳井市南浜テニスコート	柳井市南浜三丁目 675 番 17
柳井市小田浜グラウンド	柳井市伊保庄 4853 番 2、4864 番 26

2 指定管理者となる団体

名 称 株式会社 Y B B

代表者名 代表取締役 永 田 壮 一

所 在 地 柳井市新市南 3 番 1 号

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

議案第 78 号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、柳井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年柳井市条例第 50 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 4 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

記

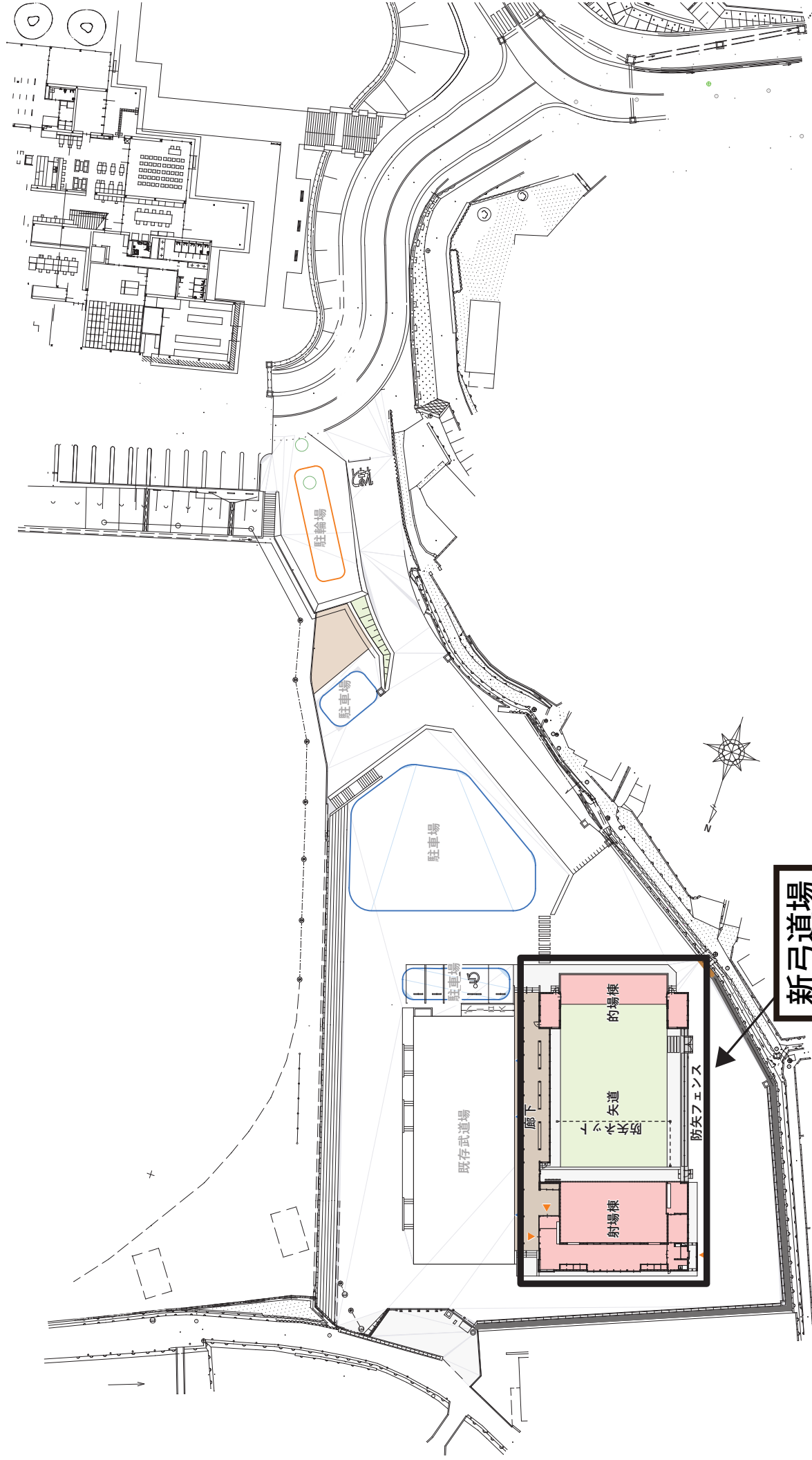
- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 柳井市弓道場新築（建築主体）工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 190,300,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 柳井市伊保庄 4907 番地
井森工業株式会社 取締役社長 井 森 幹 雄 |

(参 考)

工事名	柳井市弓道場新築（建築主体）工事
工 期	自 令和6年12月21日
	至 令和7年 8月29日

入札結果及び経過

令和 6 年度		契約番号		No.	2024000165	一般競争入札		入札執行日		令和 6 年 11 月 8 日	
件 名		柳井市弓道場新築(建築主体)工事							担当課		
									都市計画・建築課		
工 事 場 所			柳井市柳井地内								
予定価格			202,730,000 円			落札者		井森工業株式会社			
入札書比較価格			184,300,000 円			落札金額(税込み)		190,300,000 円			
低入札調査基準価格			174,428,353.4 円								
業 者 名				第1回入札額		第2回入札額		第3回入札額		摘要	
1	井森工業株式会社			173,000,000 円		円		円		落札	
2	スギモト建設株式会社			179,500,000 円		円		円			
3	株式会社仲合			177,500,000 円		円		円			
4	株式会社山内組			174,800,000 円		円		円			
				円		円		円			
				円		円		円			
				円		円		円			
				円		円		円			
				円		円		円			
				円		円		円			
				円		円		円			
				円		円		円			
				円		円		円			
				円		円		円			
				円		円		円			
				円		円		円			
				円		円		円			
				円		円		円			
低入札価格調査の結果、令和6年11月15日、落札決定											



議案第 79 号

工事請負変更契約の締結について

下記のとおり工事請負変更契約を締結することについて、柳井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年柳井市条例第 50 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 4 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

記

- | | |
|------------|---|
| 1 契約の目的 | 翠が丘防災運動公園基盤整備工事 |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 変更前の契約金額 | 184,560,220 円 |
| 変更後の契約金額 | 237,576,900 円 |
| 4 契約の相手方 | 柳井市柳井 7848 番地 14
株式会社ササキ 代表取締役 木 谷 要 二 |

(参 考)

工事名	翠が丘防災運動公園基盤整備工事
変更前の工期	自 令和5年6月27日
	至 令和6年12月27日
変更後の工期	自 令和5年6月27日
	至 令和7年3月31日

議案第 80 号

市道路線の認定について

下記のとおり市道路線を認定することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 4 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

記

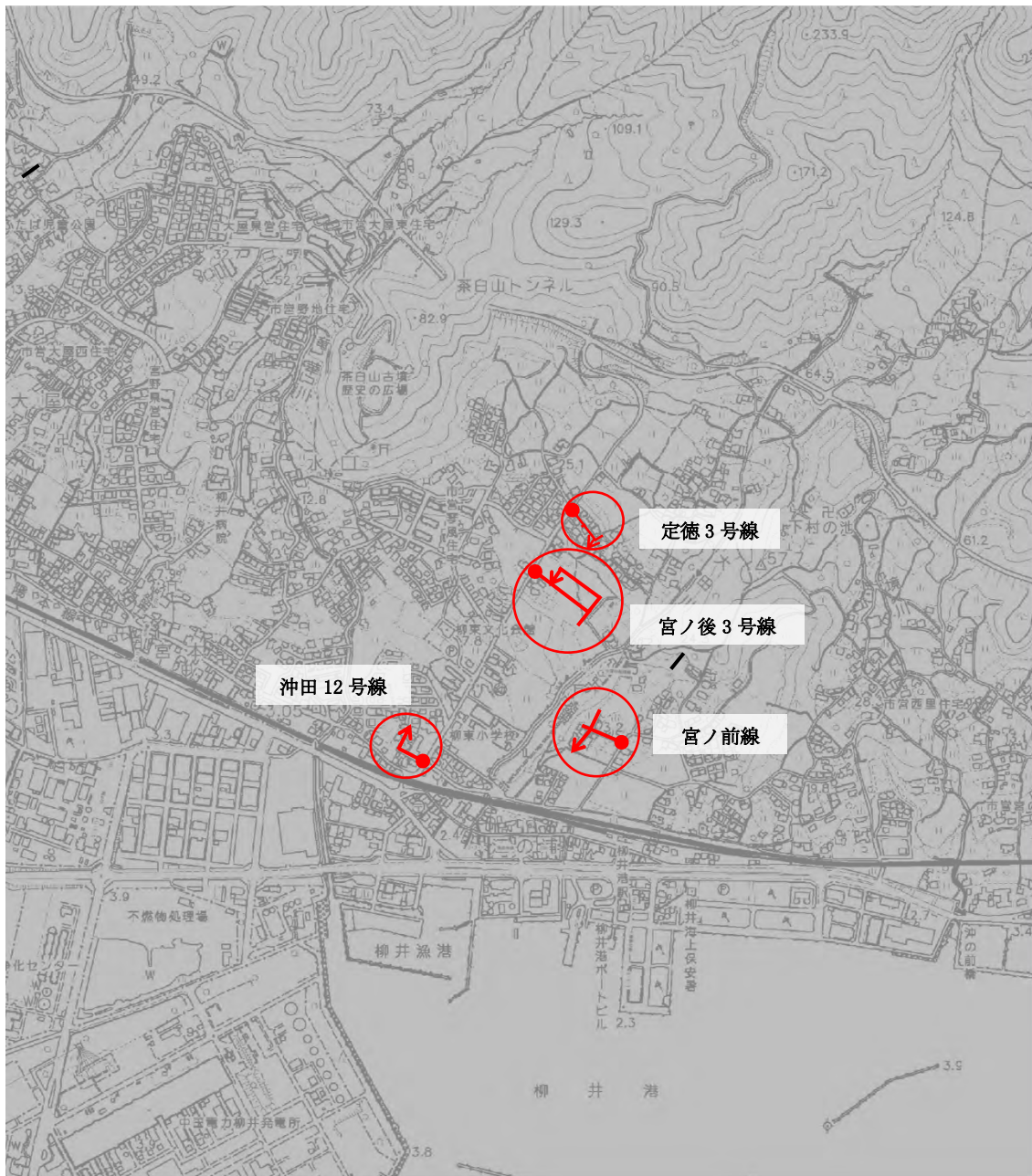
路線番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地
1285	宮ノ後 3 号線	柳井市柳井字時藤 944-20 柳井市柳井字時藤 944-14	時藤
1286	前場線	柳井市柳井字前場 3700-39 柳井市柳井字前場 3700-7	前場
1287	砂田 1 号線	柳井市柳井字砂田 4697-10 柳井市柳井字砂田 4697-14	砂田
1288	砂田 2 号線	柳井市柳井字砂田 4697-20 柳井市柳井字砂田 4697-23	砂田
1289	砂田 3 号線	柳井市柳井字砂田 4695-10 柳井市柳井字砂田 4695-5	砂田
1290	海田 2 号線	柳井市柳井字海田 4711-4 柳井市柳井字海田 4721-5	海田
1291	宮ノ前線	柳井市柳井字宮ノ前 252-18 柳井市柳井字宮ノ前 252-14	宮ノ前
1292	滝ノ下線	柳井市柳井字滝ノ下 2181-15 柳井市柳井字滝ノ下 2181-13	滝ノ下
1293	定徳 3 号線	柳井市柳井字定徳 1056-6 柳井市柳井字定徳 1055-6	定徳

1 2 9 4	沖田 1 2 号線	柳井市柳井字沖田 1 0 1 2 - 7 柳井市柳井字沖田 1 0 0 9 - 8	沖田
1 2 9 5	広瀬線	柳井市古開作字広瀬 4 4 1 - 5 柳井市古開作字広瀬 4 4 1 - 8	広瀬
1 2 9 6	池開 3 号線	柳井市古開作字池開 4 4 6 - 1 0 柳井市古開作字池開 4 6 6 - 1 3	池開
1 2 9 7	広瀬中島 3 号線	柳井市古開作字広瀬中島 4 2 3 - 1 6 柳井市古開作字広瀬中島 4 2 3 - 1	広瀬中島
1 2 9 8	山根 2 号線	柳井市山根 2 5 3 8 - 1 1 柳井市山根 2 5 3 8 - 1 0	山根
1 2 9 9	南町 2 3 号線	柳井市南町五丁目 8 9 9 - 5 柳井市南町五丁目 8 9 9 - 8	南町五丁目
4 0 6 5	市古屋敷 2 号線	柳井市新庄字市古屋敷 1 0 6 4 - 7 柳井市新庄字市古屋敷 1 0 6 4 - 1 7	市古屋敷
4 0 6 6	尺田 2 号線	柳井市新庄字尺田 7 9 - 1 0 柳井市新庄字尺田 7 9 - 7	尺田
4 0 6 7	尺田 3 号線	柳井市新庄字尺田 7 6 - 1 9 柳井市新庄字尺田 7 6 - 1 7	尺田
4 0 6 8	新庄海田線	柳井市新庄字海田 1 0 3 1 - 1 5 柳井市新庄字海田 1 0 3 1 - 2 1	海田
4 0 6 9	水越線	柳井市新庄字水越 7 1 9 - 3 6 柳井市新庄字水越 7 1 9 - 1 7	水越
4 0 7 0	佐保線	柳井市新庄字佐保 1 1 7 5 - 3 柳井市新庄字佐保 1 1 7 3 - 8	佐保
4 0 7 1	西ヶ浴 3 号線	柳井市新庄字西ヶ浴 1 9 1 2 - 1 2 柳井市新庄字西ヶ浴 1 9 1 2 - 1 3	西ヶ浴

6 0 5 4	上ヶ浜線	柳井市伊保庄字上ヶ浜 4 8 2 5－2 1 柳井市伊保庄字上ヶ浜 4 8 2 5－1	上ヶ浜
6 0 5 5	黒嶋線	柳井市伊保庄字黒嶋 3 5 0 4－1 2 柳井市伊保庄字黒嶋 3 5 0 4－1 7	黒嶋

位置図

(宮ノ後3号線、定徳3号線、宮ノ前線、沖田12号線)



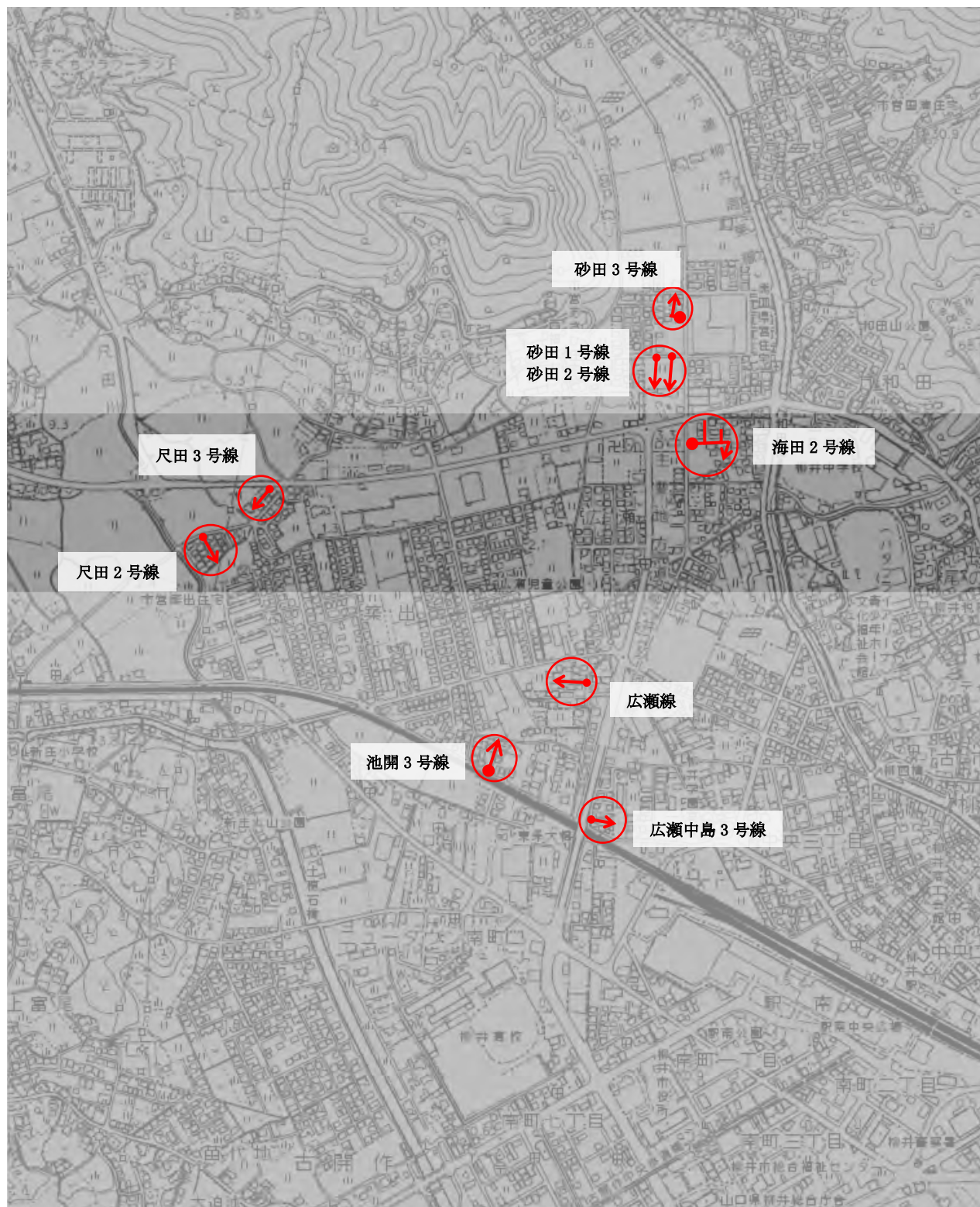
位置図

(前場線、山根2号線、滝ノ下線)



位置図

(砂田 1 号線・砂田 2 号線・砂田 3 号線・海田 2 号線・尺田 2 号線・尺田 3 号線・広瀬線・池開 3 号線・広瀬中島 3 号線)



位置図

(南町 23 号線)



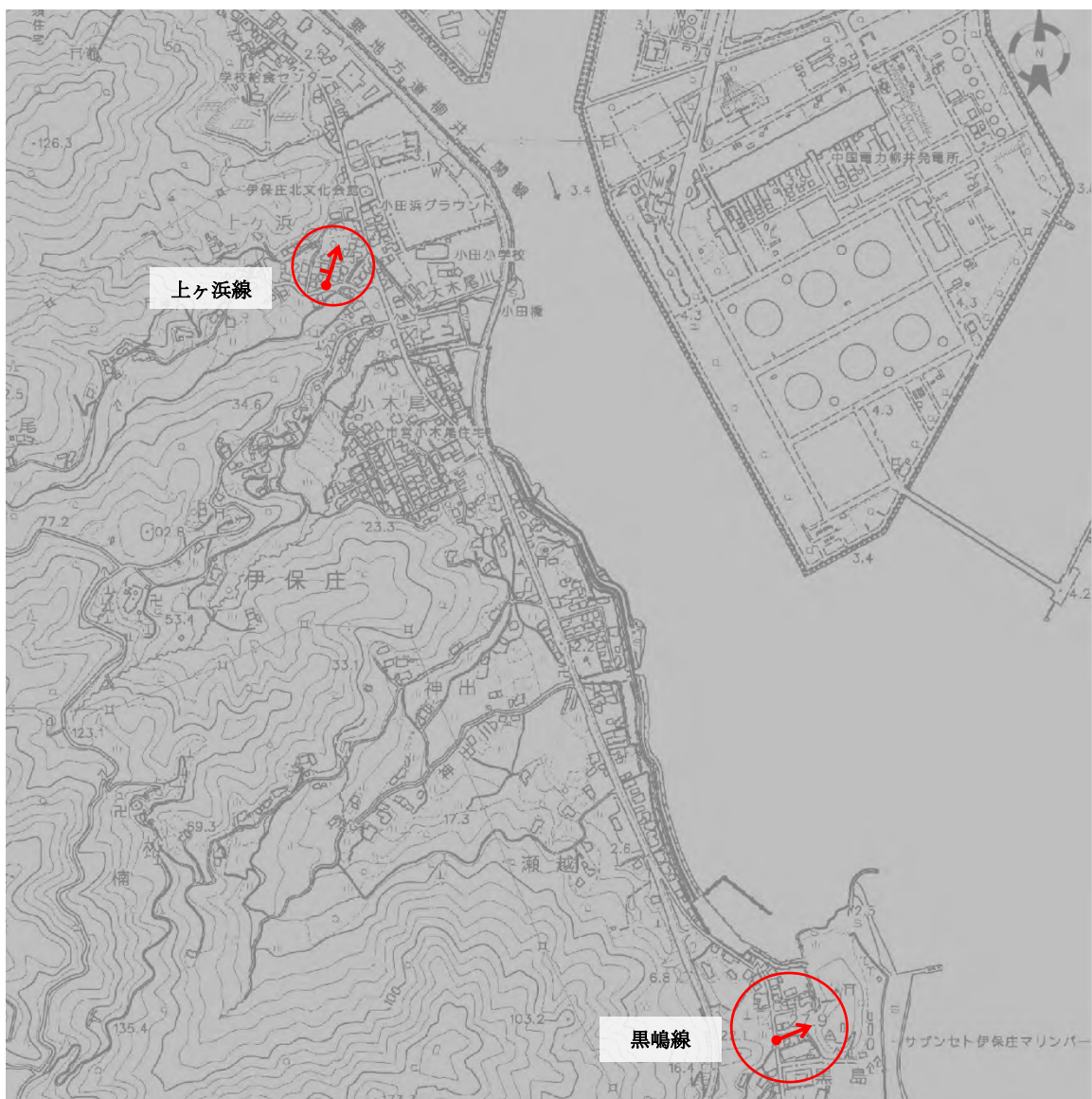
位置図

(水越線、佐保線、西ヶ浴3号線、新庄海田線、市古屋敷2号線)

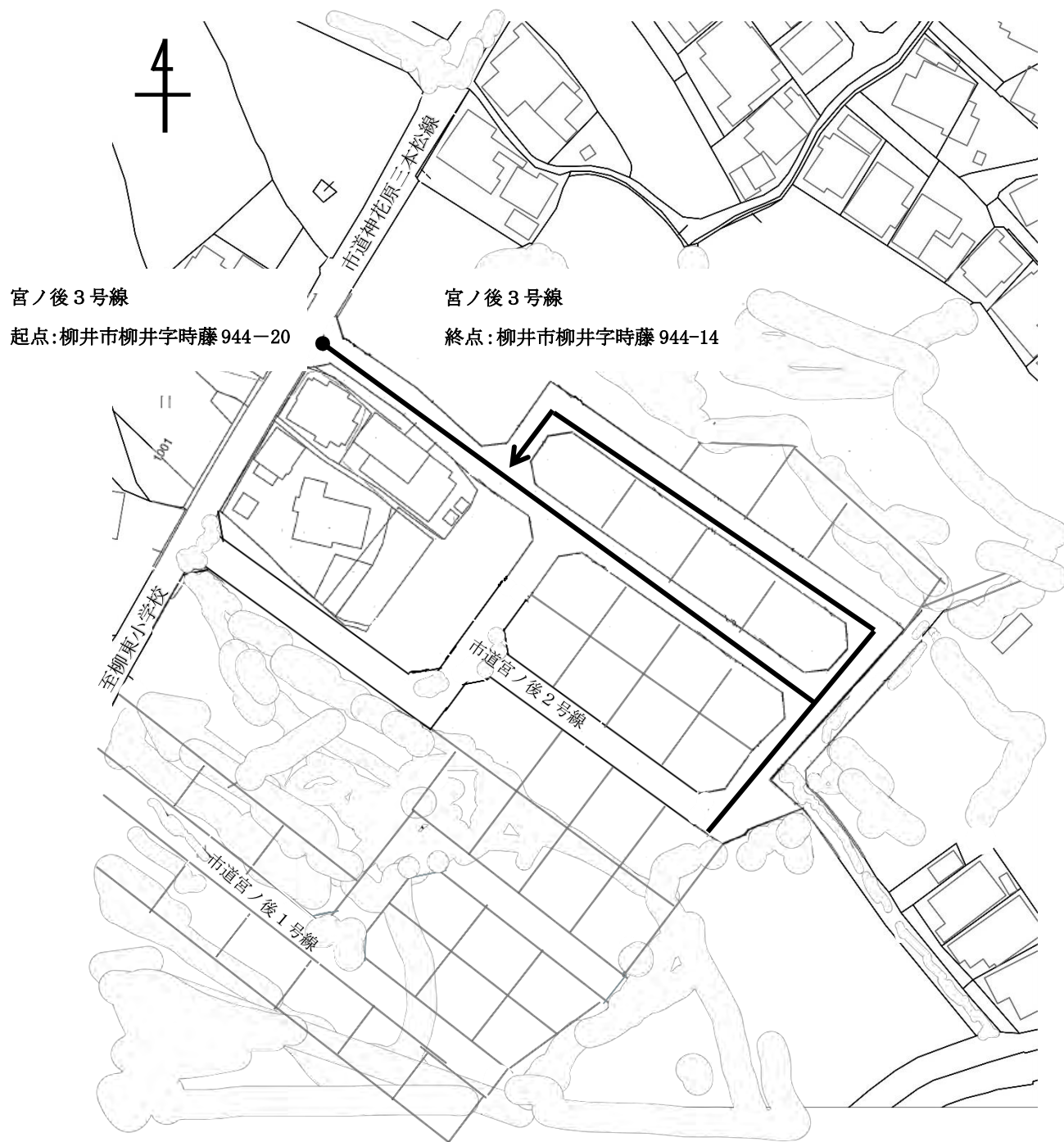


位置図

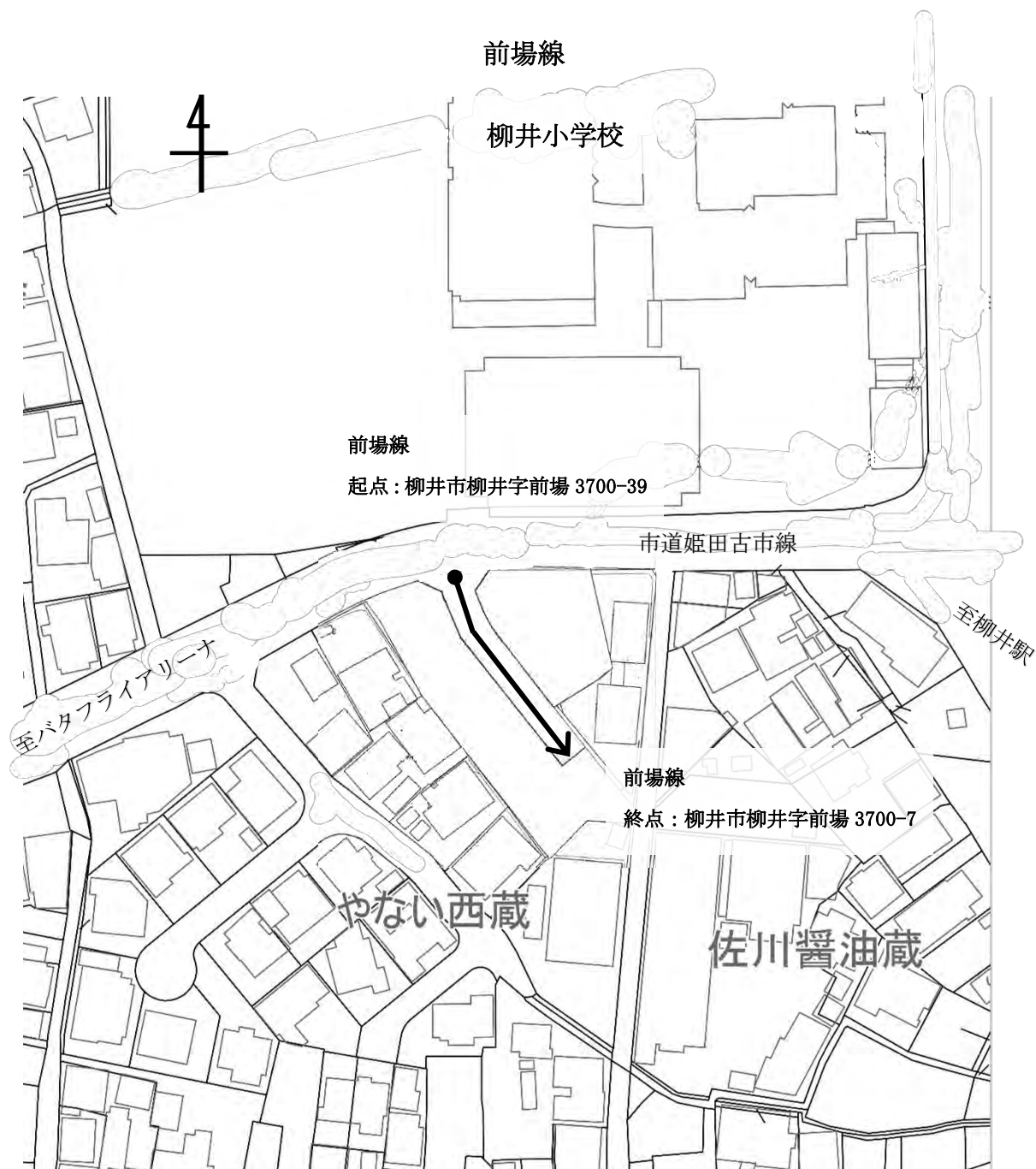
(上ヶ浜線、黒嶋線)



宮ノ後3号線

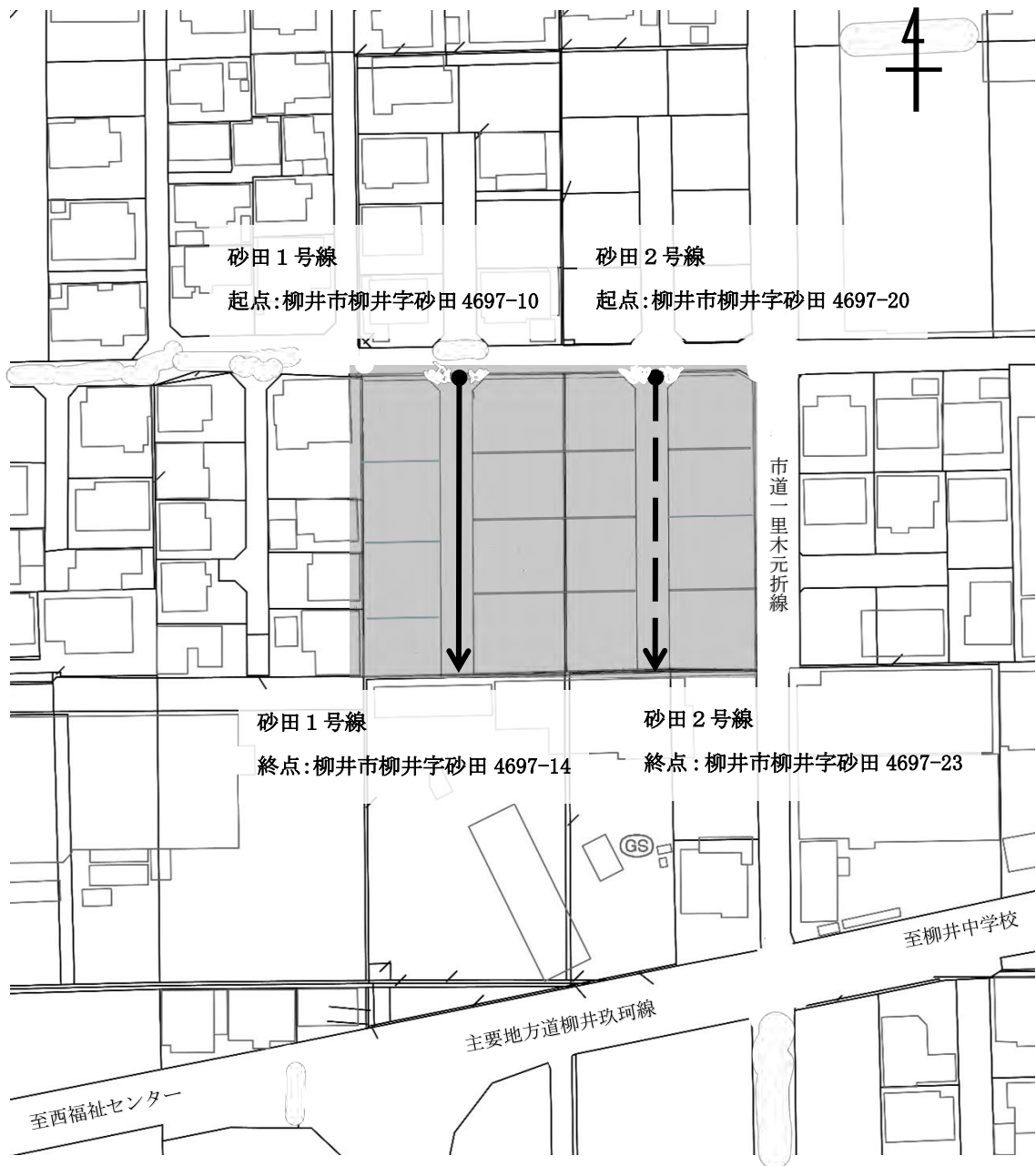


線 種	路線番号	路 線 名	延 長	幅 員
←	1285	宮ノ後3号線	273.5m	6.0m



線 種	路線番号	路 線 名	延 長	幅 員
←●	1286	前場線	43.2m	6.0m

砂田 1 号線・砂田 2 号線



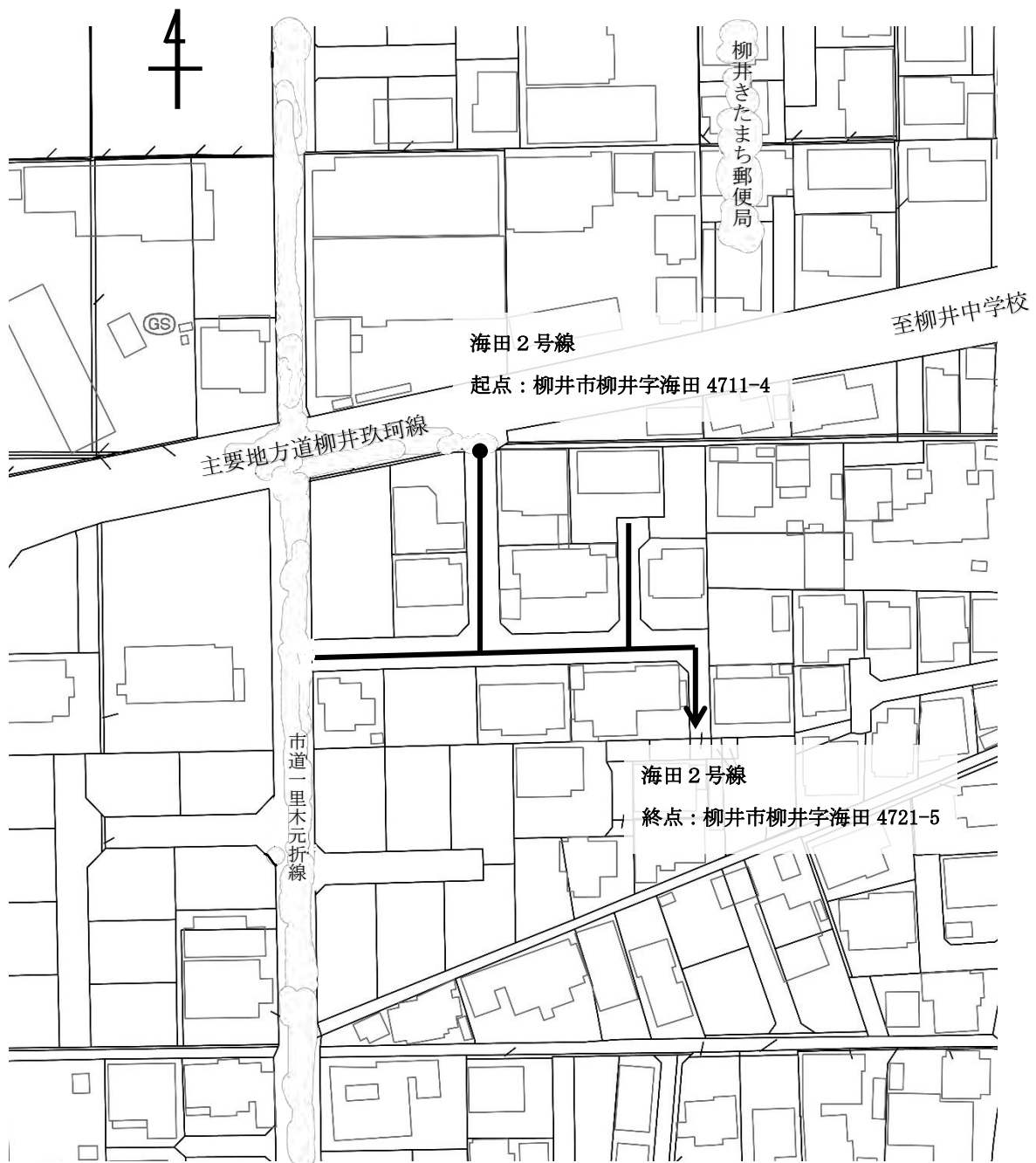
線 種	路線番号	路 線 名	延 長	幅 員
←●	1287	砂田 1 号線	54.1m	6.0m
←—●	1288	砂田 2 号線	54.1m	6.0m

砂田 3 号線

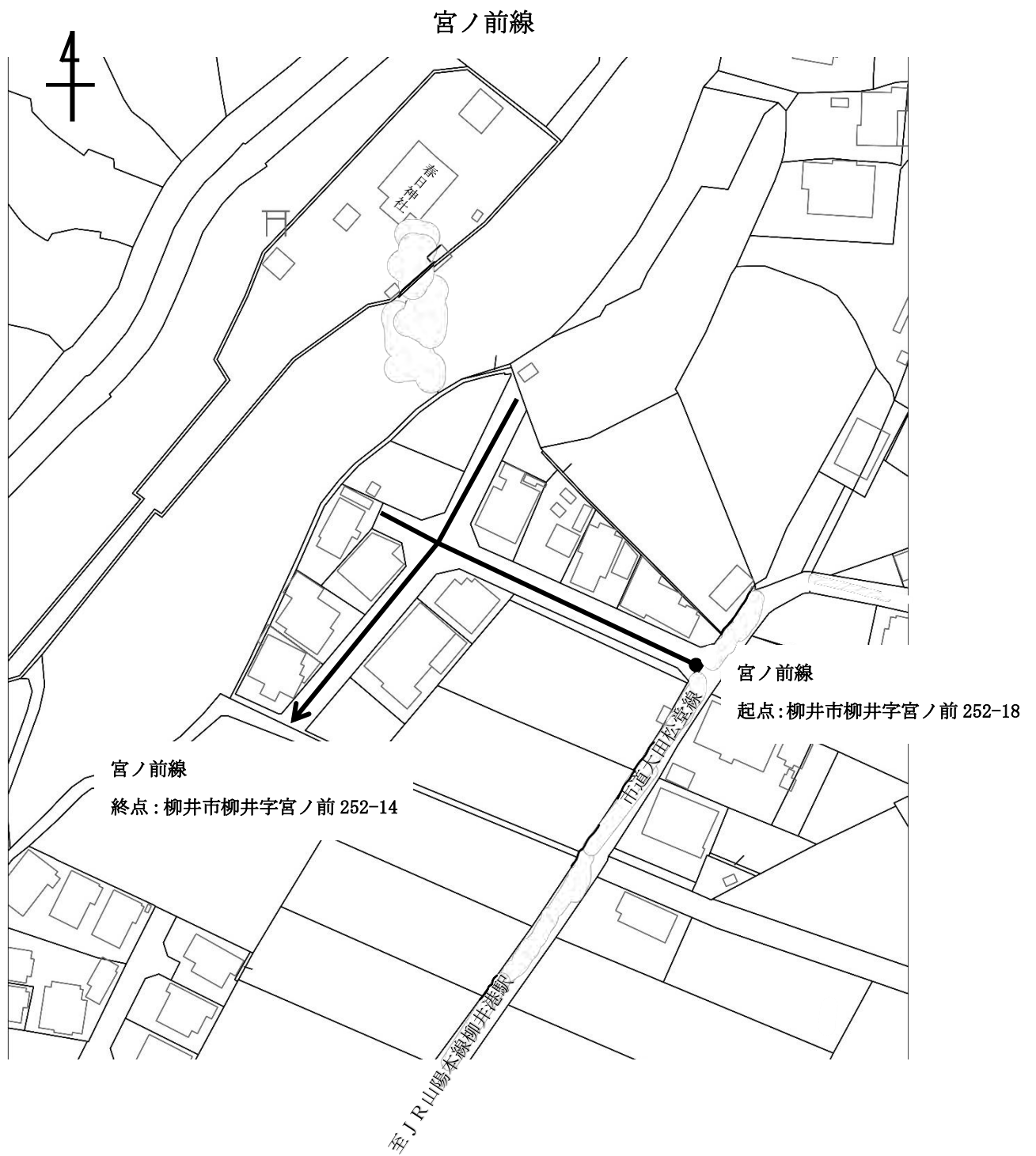


線 種	路線番号	路 線 名	延 長	幅 員
←●	1289	砂田 3 号線	60.0m	4.0m

海田 2 号線

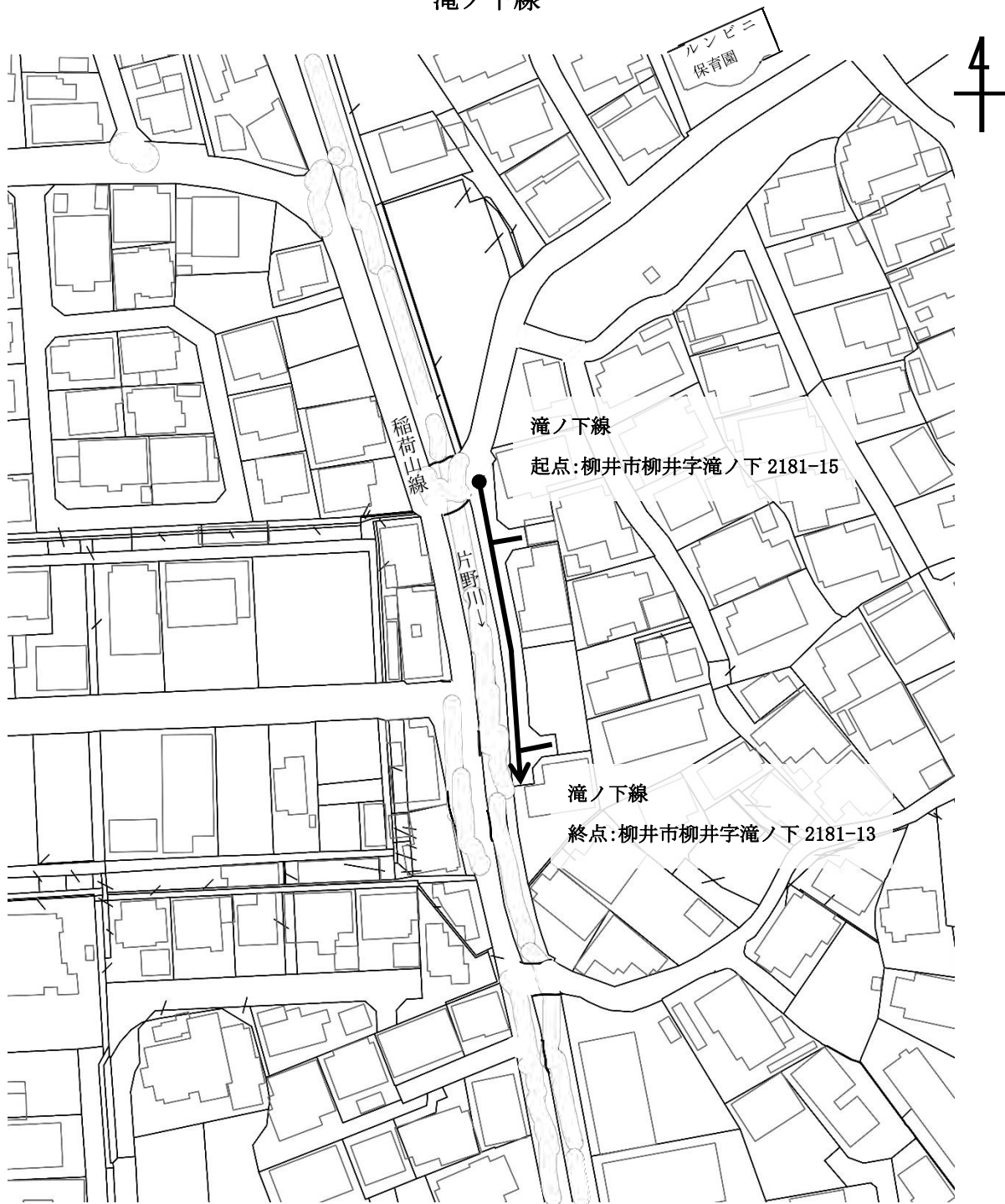


線 種	路線番号	路 線 名	延 長	幅 員
←●	1290	海田 2 号線	143m	4.0~6.0m



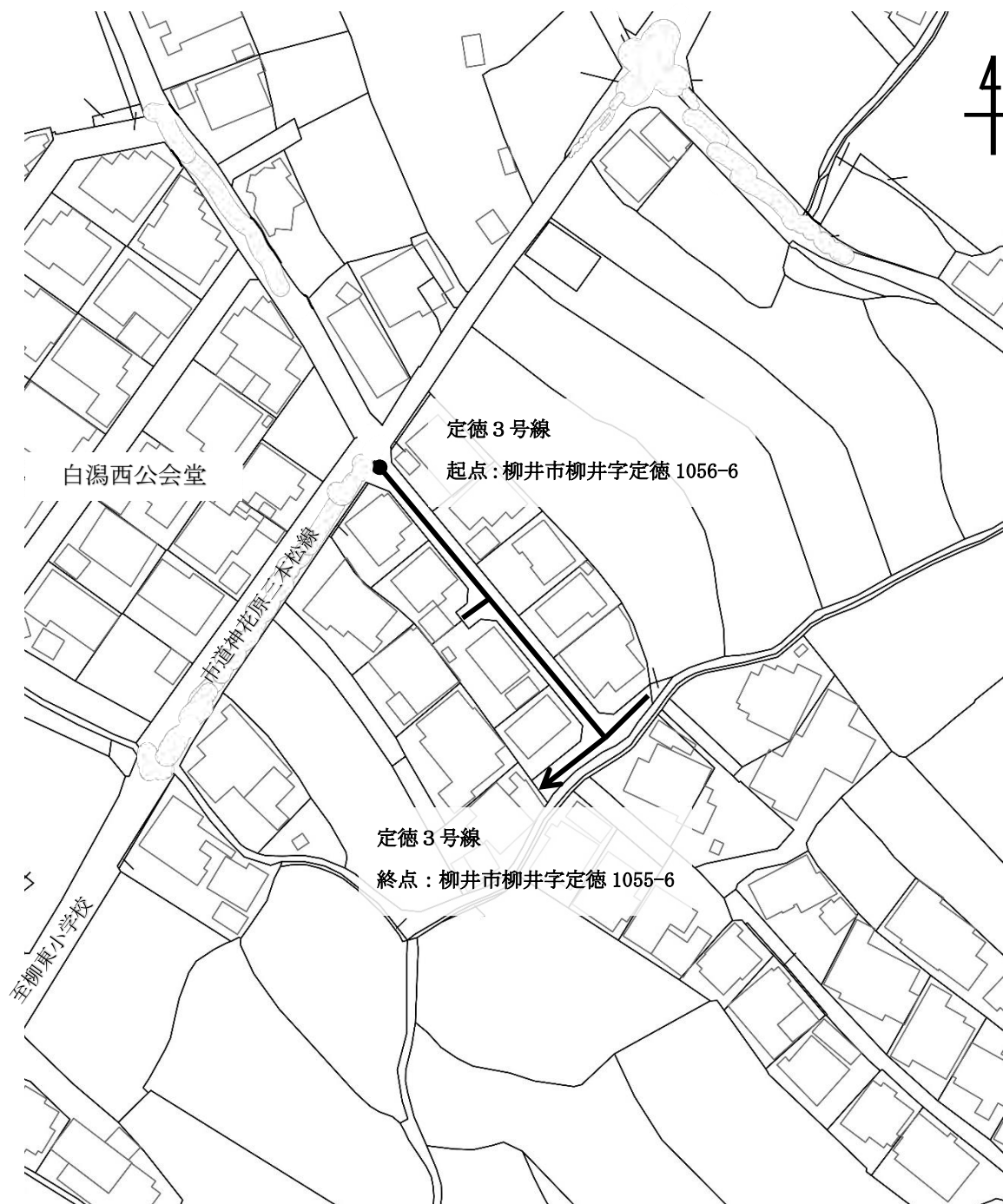
線 種	路線番号	路 線 名	延 長	幅 員
←●	1291	宮ノ前線	158.0m	6.0m

滝ノ下線



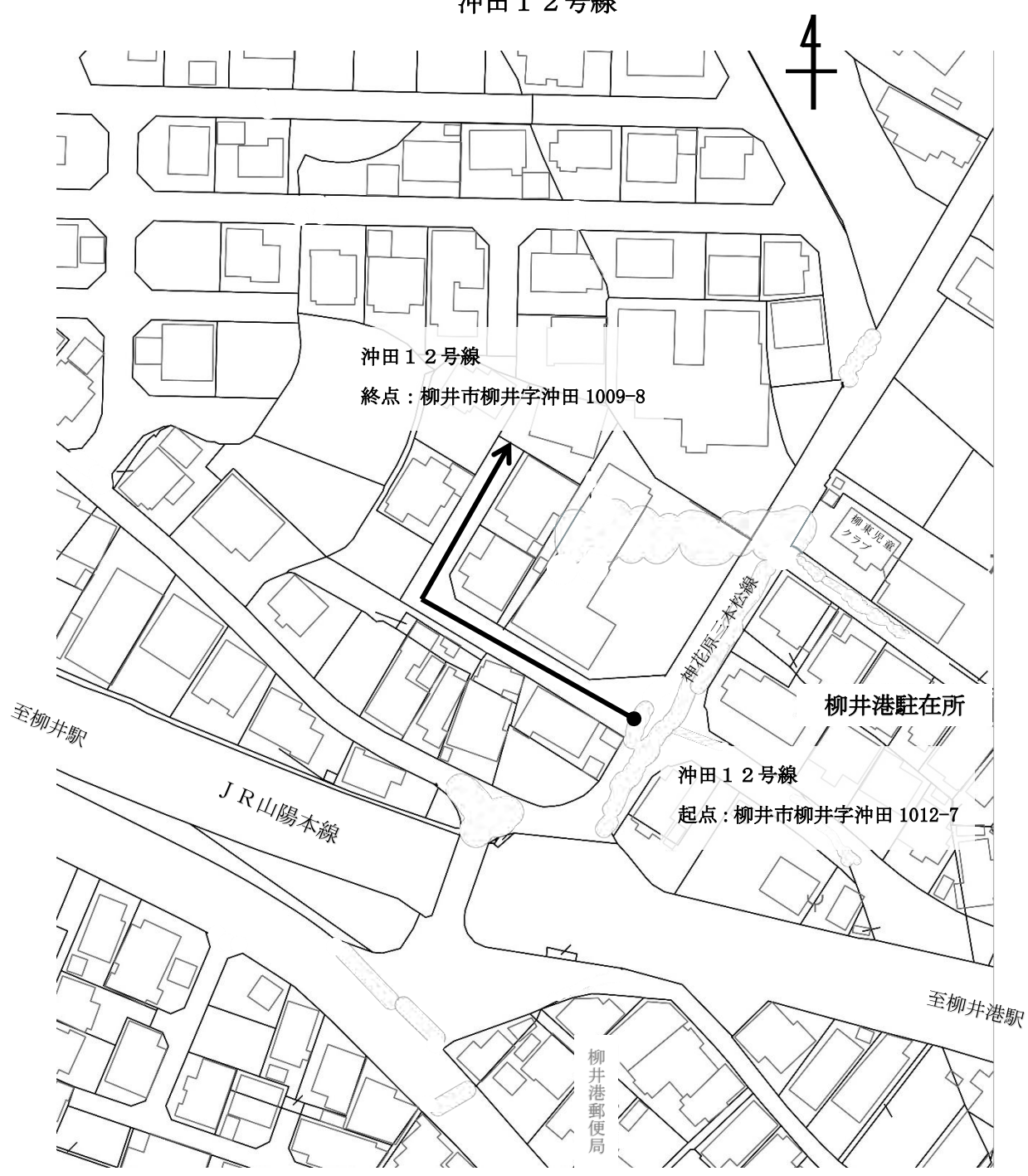
線 種	路線番号	路 線 名	延 長	幅 員
←●	1292	滝ノ下線	62.0m	4.0m

定徳3号線



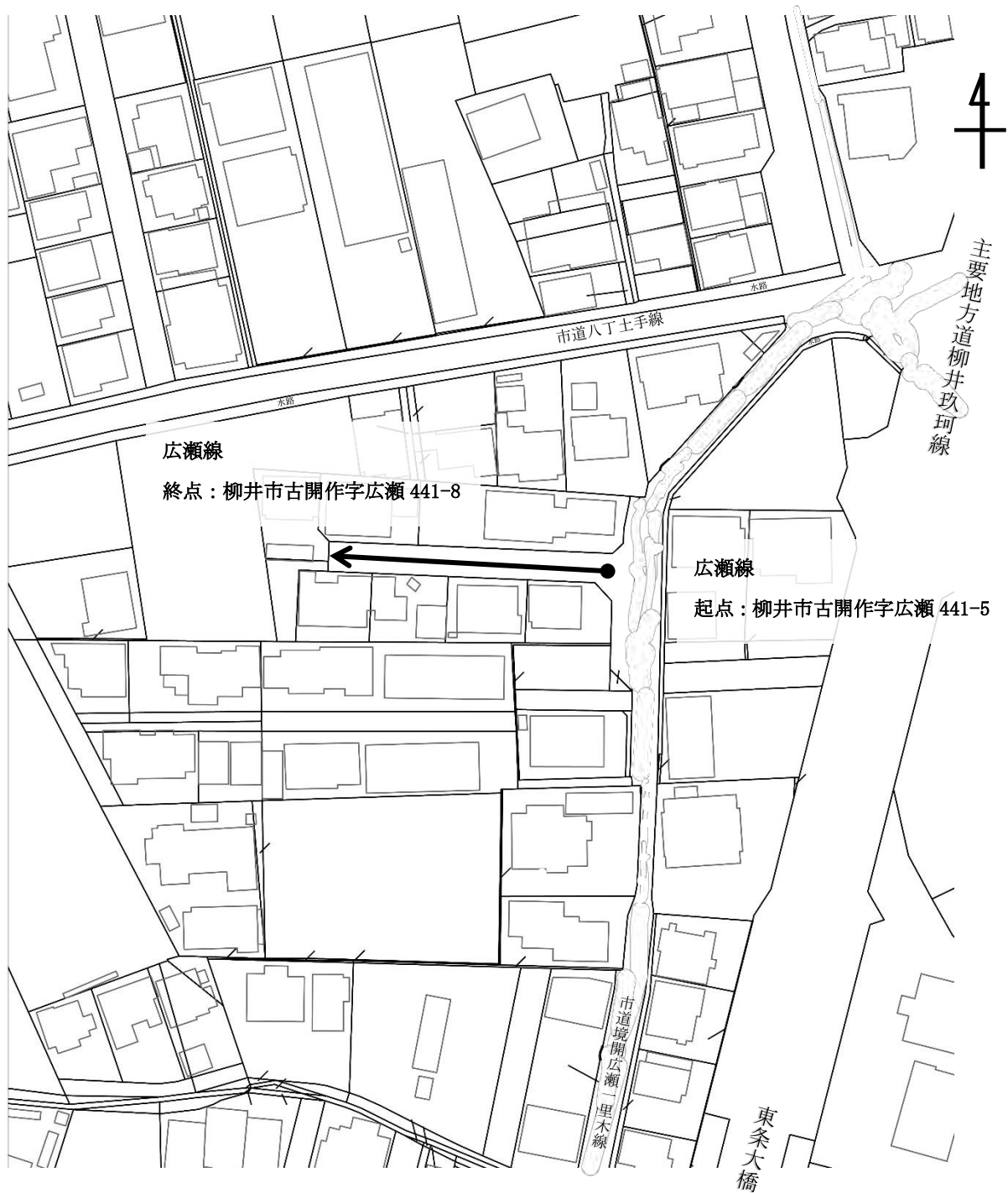
線 種	路線番号	路 線 名	延 長	幅 員
←●	1293	定徳3号線	92.0m	4.0m

沖田 1 2 号線



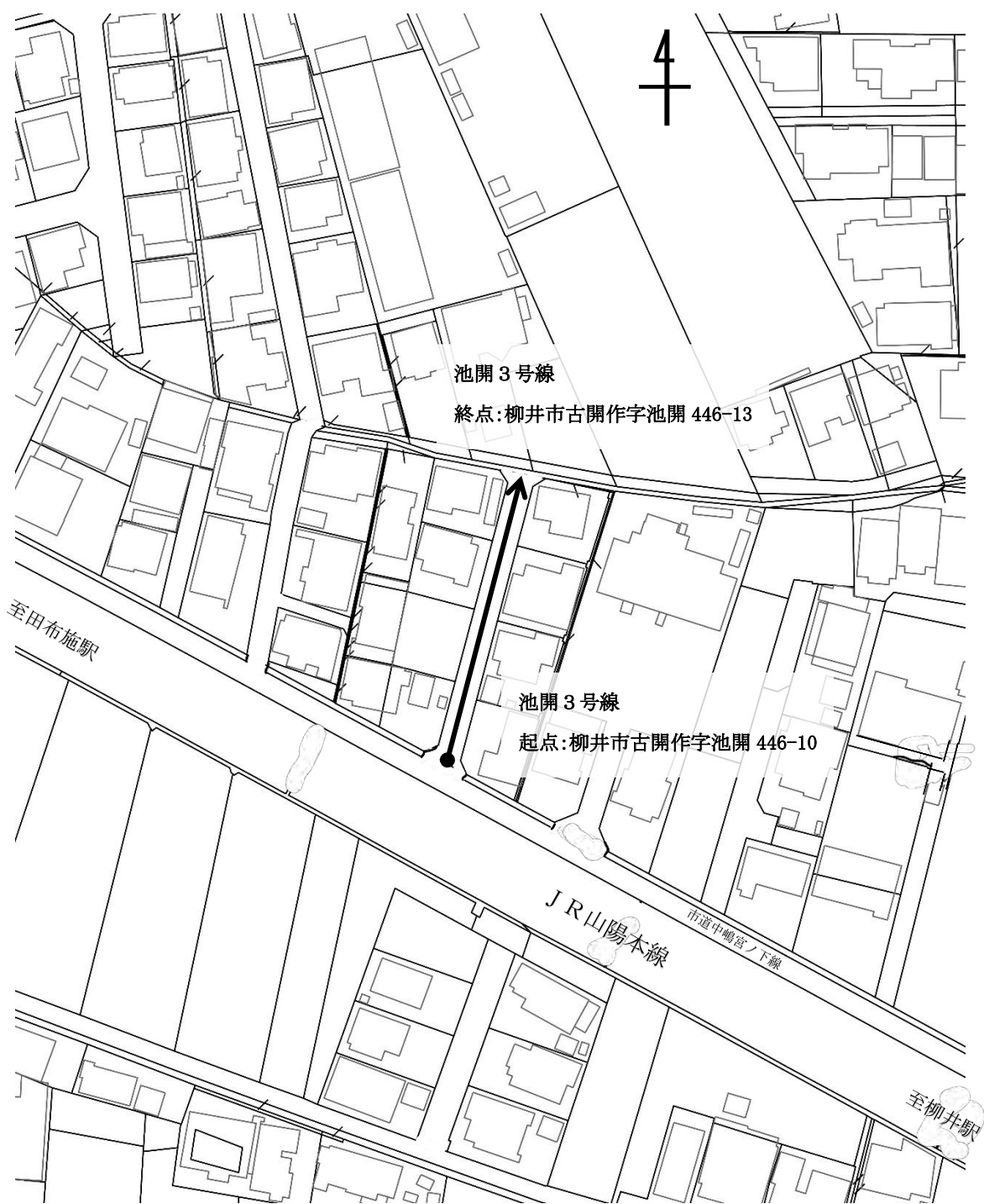
線 種	路線番号	路 線 名	延 長	幅 員
←●	1294	沖田 1 2 号線	85.0m	6.0m

広瀬線



線 種	路線番号	路 線 名	延 長	幅 員
←●	1295	広瀬線	93.0m	6.0m

池開 3 号線



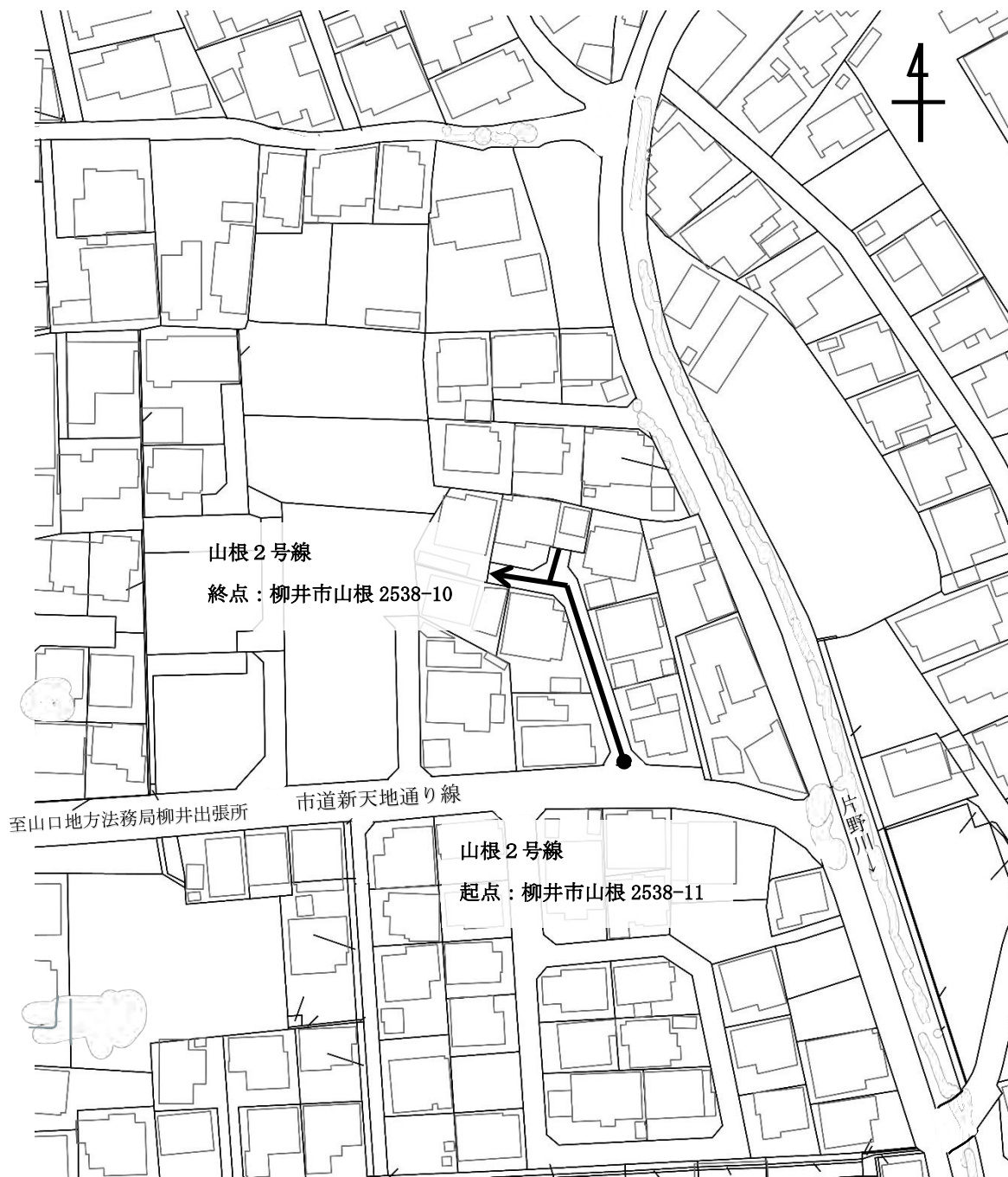
線 種	路線番号	路 線 名	延 長	幅 員
←●	1296	池開 3 号線	60.0m	5.0m

広瀬中島 3 号線

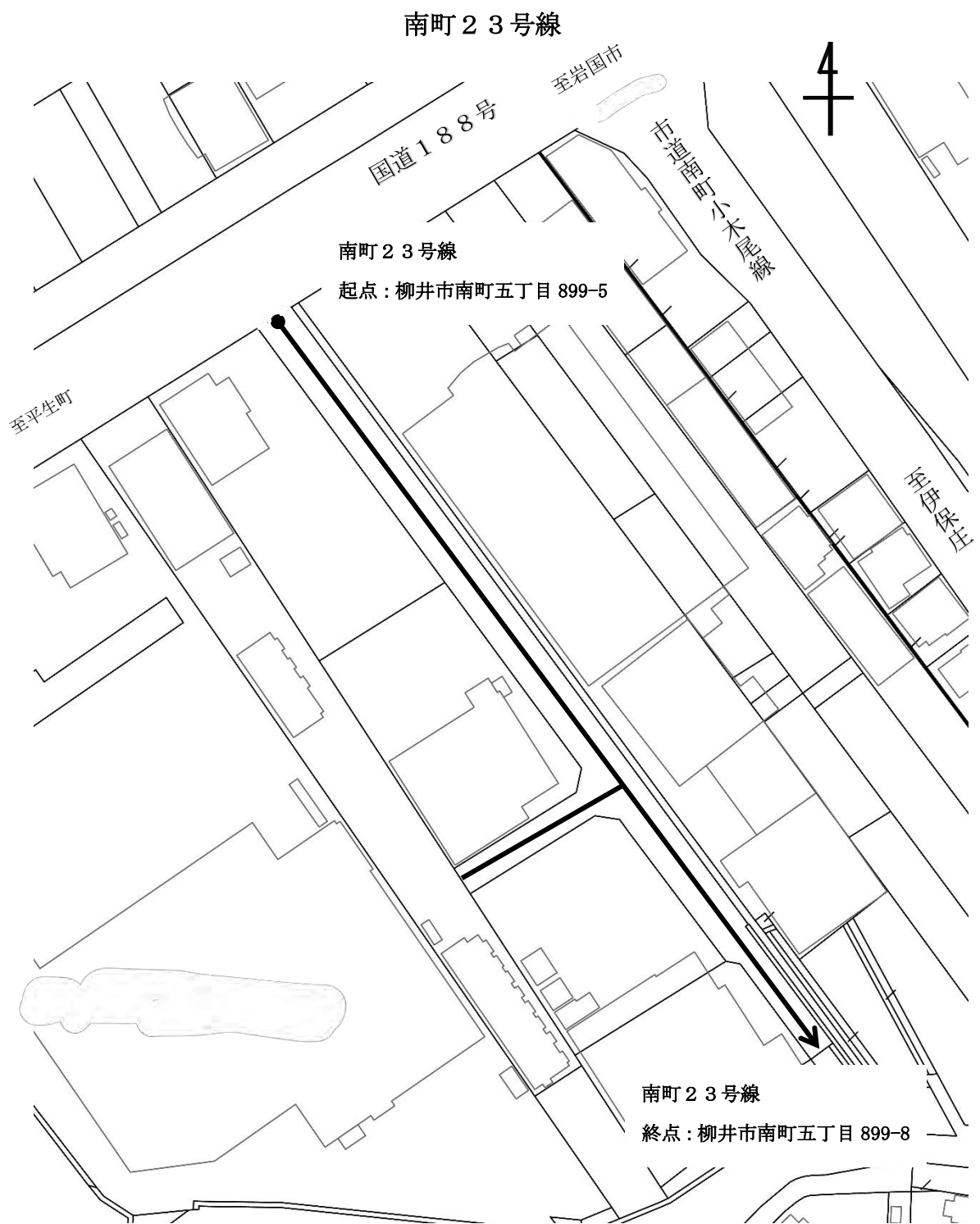


線 種	路線番号	路 線 名	延 長	幅 員
←●	1297	広瀬中島 3 号線	39.0m	5.0m

山根 2 号線



線 種	路線番号	路 線 名	延 長	幅 員
←●	1298	山根 2 号線	50.0m	4.0m



線 種	路線番号	路 線 名	延 長	幅 員
←●	1299	南町 2 3 号線	217.0m	6.0～8.0m

市古屋敷 2 号線



線 種	路線番号	路 線 名	延 長	幅 員
←●	4065	市古屋敷 2 号線	40. 0m	6. 0m

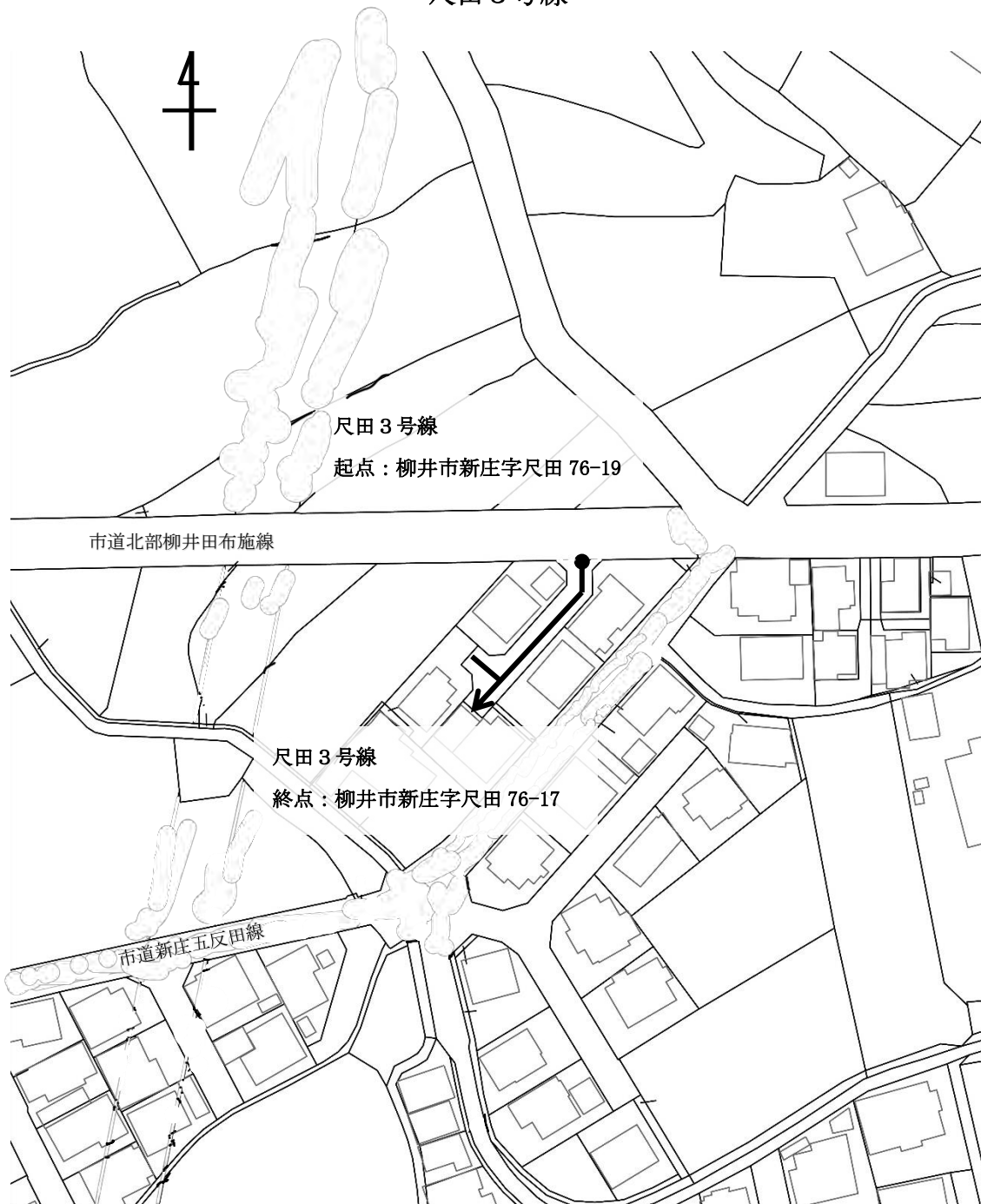
尺田 2 号線

4



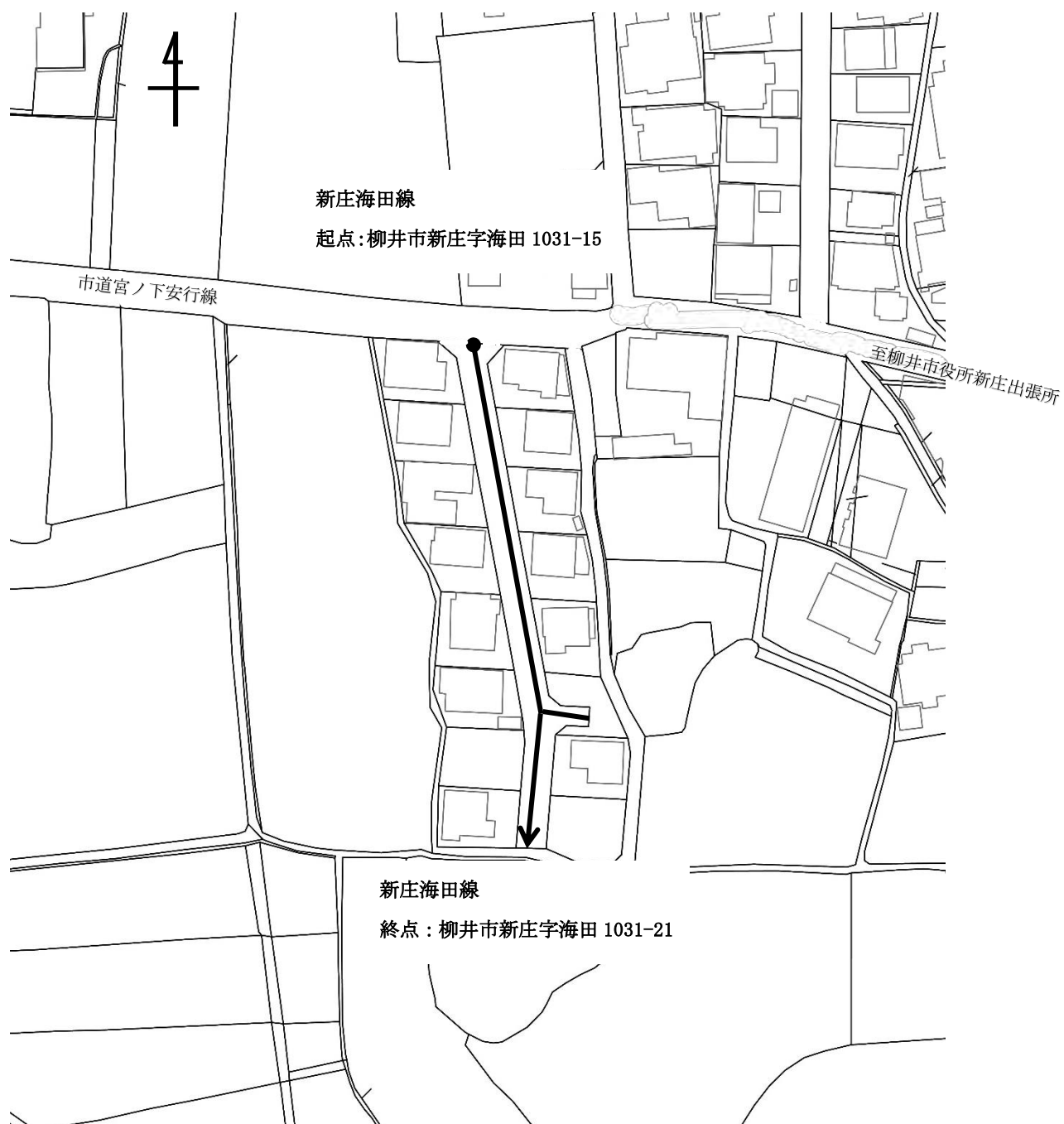
線 種	路線番号	路 線 名	延 長	幅 員
←●	4066	尺田 2 号線	44. 0m	6. 0m

尺田 3 号線



線 種	路線番号	路 線 名	延 長	幅 員
←●	4067	尺田 3 号線	40.0m	5.0m

新庄海田線



線 種	路線番号	路 線 名	延 長	幅 員
←●	4068	新庄海田線	108.0m	6.0m

水越線



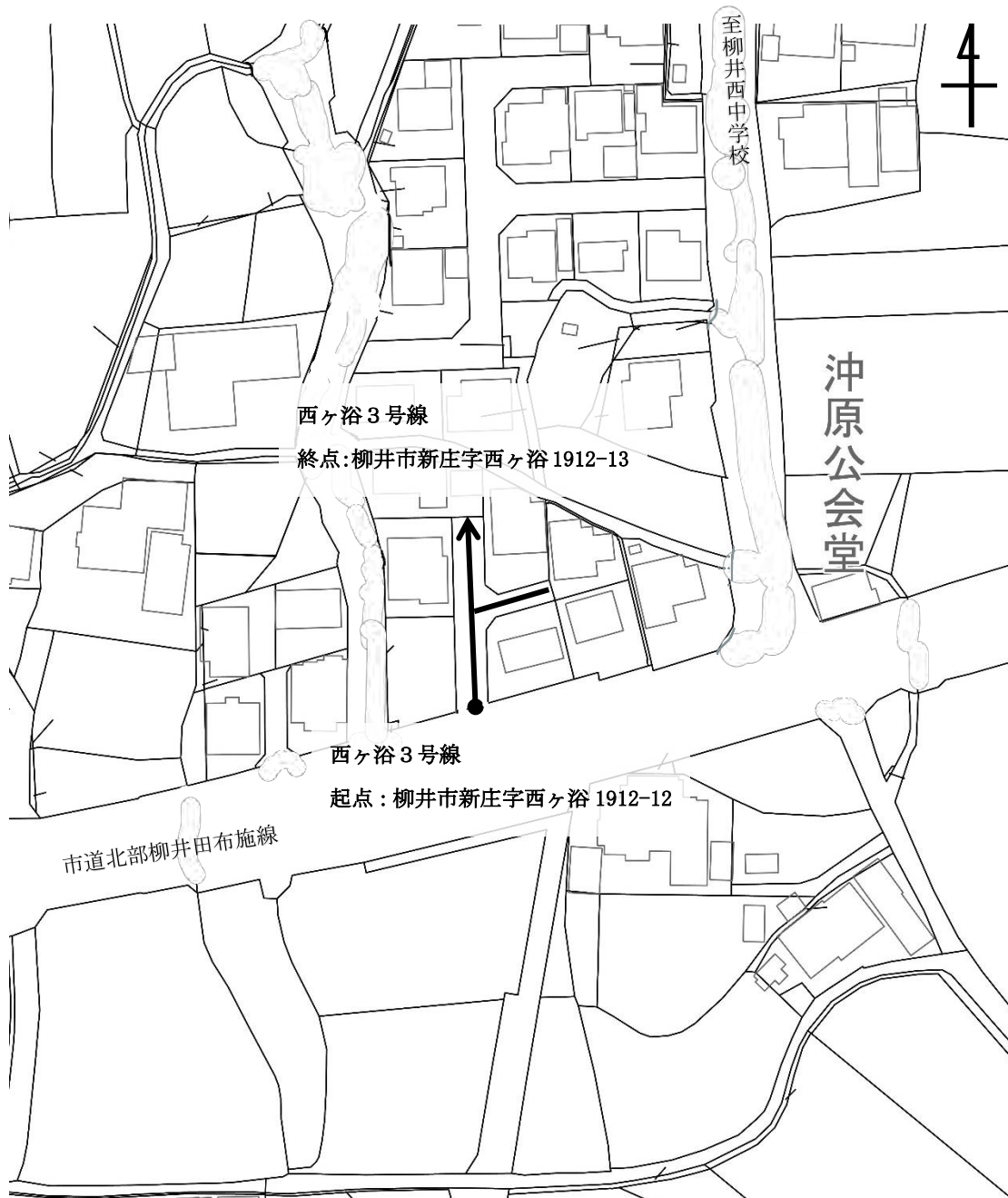
線 種	路線番号	路 線 名	延 長	幅 員
←●	4069	水越線	60.0m	6.0m

佐保線



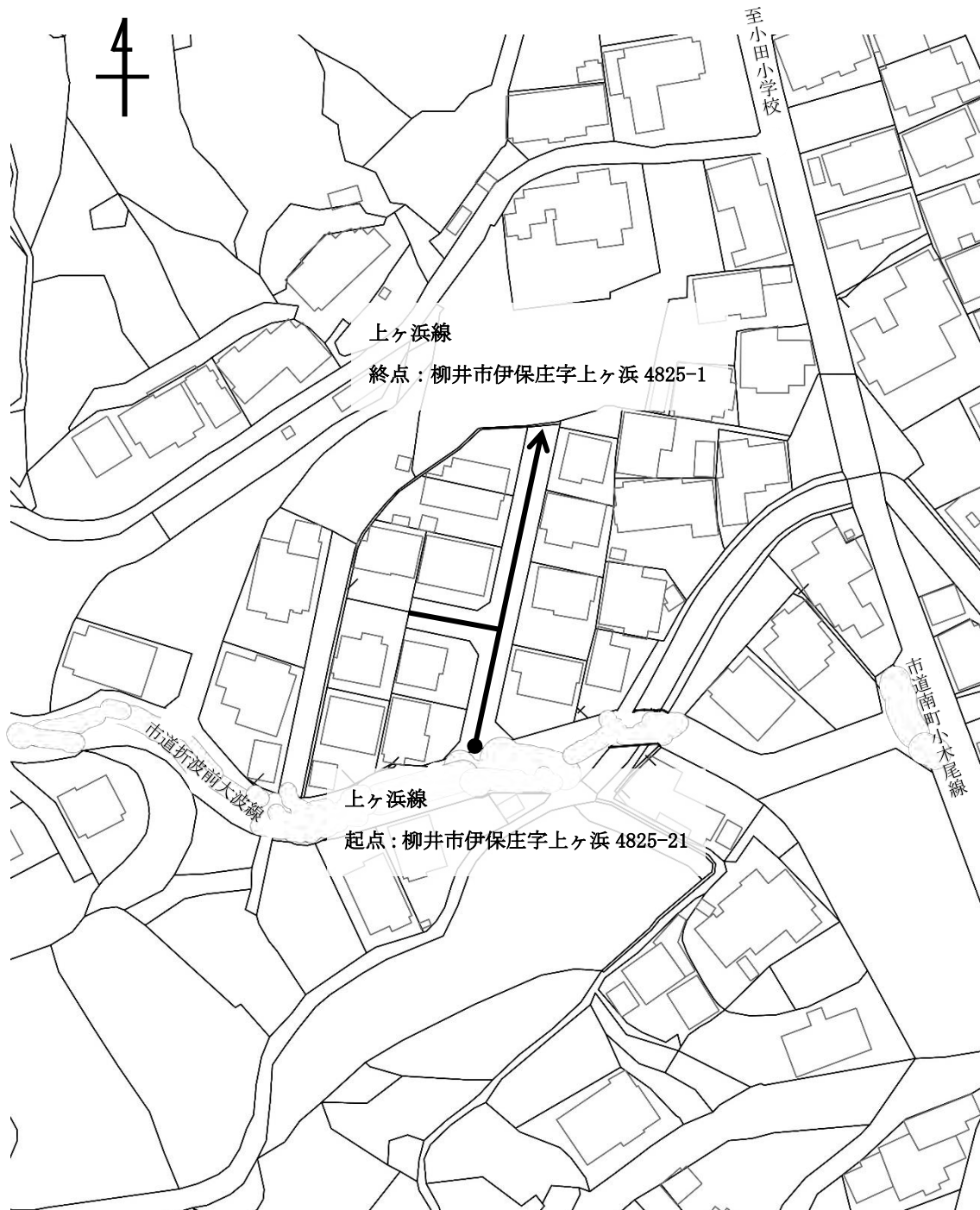
線 種	路線番号	路 線 名	延 長	幅 員
←●	4070	佐保線	90.0m	6.0m

西ヶ浴 3 号線



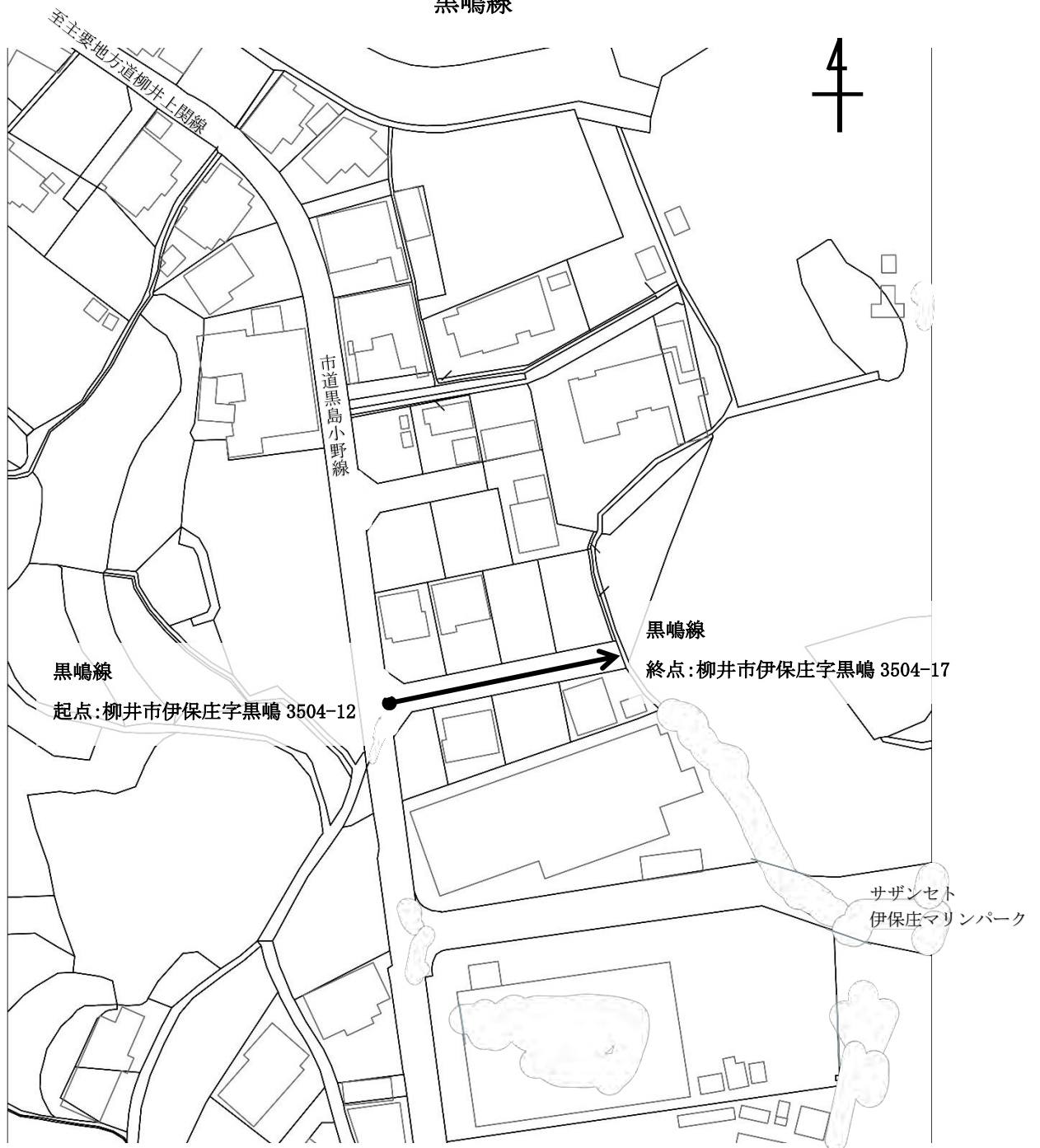
線 種	路線番号	路 線 名	延 長	幅 員
←●	4071	西ヶ浴 3 号線	49.0m	4.0～6.0m

上ヶ浜線



線 種	路線番号	路 線 名	延 長	幅 員
←●	6054	上ヶ浜線	79.0m	6.0m

黒嶋線



線 種	路線番号	路 線 名	延 長	幅 員
←●	6055	黒嶋線	49.0m	6.0m

承認第4号

専決処分の承認を求めることについて

令和6年度柳井市一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会にこれを報告し、承認を求める。

令和6年12月4日提出

柳井市長 井原 健太郎

令和 6 年度柳井市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度柳井市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 23, 660 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21, 002, 586 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 1 0 月 1 日専決

柳井市長 井 原 健太郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 [単位 千円]

歳 入	款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
16 県 支 出 金	金		1,483,244	22,877	1,506,121
		3 委 託 金	51,098	22,877	73,975
19 繰 入 金	金		942,033	783	942,816
		2 基 金 繰 入 金	908,271	783	909,054
歳 入	合 計		20,978,926	23,660	21,002,586

歳 出 [単位 千円]

歳 出	款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費	費		2,123,287	23,660	2,146,947
		4 選 挙 費	43,582	23,660	67,242
歳 出	合 計		20,978,926	23,660	21,002,586

歳入歳出予算算明細書

1 総括

(歳入)		[単位 千円]			
款	補正前	補正	予算額	予算額	計
16 県支出金	1,483,244		22,877		1,506,121
19 繰入金	942,033		783		942,816
歳入合計	20,978,926		23,660		21,002,586

(歳 出)		[単位 千円]						
款		補正前予算額	補正予算額	計	補 正 予 算 額 の 財 源			内 訳 一 般 財 源
					特 定 財 源			
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総 務 費		2, 123, 287	23, 660	2, 146, 947	22, 877			783
歳 出 合 計		20, 978, 926	23, 660	21, 002, 586	22, 877			783

2 歳 入

(款) 16 県支出金
(項) 3 委託金

[単位 千円]

目	補正 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費委託金	50,790	22,877	73,667	3 選挙費委託金	22,877	衆議院議員総選挙委託金
計	51,098	22,877	73,975			

(款) 19 繰入金
(項) 2 基金繰入金

[単位 千円]

目	補正 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 基金繰入金	908,271	783	909,054	1 財政調整基金繰入金	783	財政調整基金繰入金
計	908,271	783	909,054			

(款) 2 総務費
(項) 4 選挙費

目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				補正額の財源			区分	金額			
				特定財源	一般財源						
				国 支出金	県 地方債	その他					
4 衆議院議員選挙費	0	23,660	23,660	22,877			783	1 報酬	2,779	開票管理者 投票立会人 開票立会人 期日前投票所投票立会人 事務補助員報酬 (会計)	11 687 89 749 1,243
								3 職員手当等	1,500	時間外勤務手当等	
								7 報償費	7,989	報償費	
								8 旅費	221	普通旅費 費用弁償 費用弁償 (会計)	27 157 37
								10 需用費	1,562	消耗品費 燃料費 印刷製本費 修繕料	1,171 104 187 100
								11 役務費	3,889	通信運搬費 広告料	2,516 66

75

[単位 千円]

目	補正額の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特 定 財 源	財源			区 分	金 額		
					一 般	財源					
						国 支 出 金	県 道 債				その他
										手数料	1,307
								12 委託料	3,500	ポスター掲示場設置撤去委託料	
								13 使用料及び賃借料	460	諸借上料 高速道路使用料 投票所借上料 個人演説会借上料	125 14 21 300
								17 備品購入費	1,760	投・開票所備品購入費	
計	43,582	23,660	67,242	22,877			783				

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分	職員数 (人)	給 与						共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率(月分)	地域手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	その他の 手当(千円)			計 (千円)
補正後	長 等	2		16,817	7,558 (4.500月分)			18,792	4,730	47,897
	議 員	16	65,676		22,330 (3.400月分)				18,804	106,810
	その他の 特別職	1,573	78,114	6,651	2,989 (4.500月分)				2,936	90,690
	計	1,591	143,790	23,468	32,877		18,792	218,927	26,470	245,397
補正前	長 等	2		16,817	7,558 (4.500月分)			18,792	4,730	47,897
	議 員	16	65,676		22,330 (3.400月分)				18,804	106,810
	その他の 特別職	1,479	76,578	6,651	2,989 (4.500月分)				2,936	89,154
	計	1,497	142,254	23,468	32,877		18,792	217,391	26,470	243,861
比 較	長 等	0		0	0			0	0	0
	議 員	0	0		0				0	0
	その他の 特別職	94	1,536	0	0				0	1,536
	計	94	1,536	0	0		0	1,536	0	1,536

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当(千円)			
補 正 後	(323) 292	264,764	1,135,478	717,916	383,950	2,502,108	
補 正 前	(308) 292	263,521	1,135,478	716,416	383,950	2,499,365	
比 較	(15) 0	1,243	0	1,500	0	2,743	

() 内は、再任用短時間勤務職員数及びパートタイム会計年度任用職員数を外書きしたもの

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	特地利勤務手当 (千円)	時間外勤務 手当等 (千円)
	補 正 後	25,890	13,527	14,646		2,041	945	63,641
	補 正 前	25,890	13,527	14,646		2,041	945	62,141
	比 較	0	0	0		0	0	1,500
	区 分	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当(千円)	期末勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)			
	補 正 後	34,944	1,420	462,333	98,529			
	補 正 前	34,944	1,420	462,333	98,529			
	比 較	0	0	0	0			

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給料 (千円)	職員手当 (千円)	費 計 (千円)			
補 正 後	(4) 288	1,103,111	686,060	1,789,171	352,530	2,141,701	
補 正 前	(4) 288	1,103,111	684,560	1,787,671	352,530	2,140,201	
比 較	(0) 0		0	1,500	0	1,500	

() 内は、再任用短時間勤務職員数を外書きしたもの

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	特地利勤務手当 (千円)	時間外勤務 手当等 (千円)
	補 正 後	25,890	13,527	13,700		2,041	945	63,422
	補 正 前	25,890	13,527	13,700		2,041	945	61,922
	比 較	0	0	0		0	0	1,500
	区 分	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)			
	補 正 後	34,944	1,420	431,642	98,529			
	補 正 前	34,944	1,420	431,642	98,529			
	比 較	0	0	0	0			

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当(千円)			
補 正 後	(319) 4	264,764	32,367	31,856	31,420	360,407	
補 正 前	(304) 4	263,521	32,367	31,856	31,420	359,164	
比 較	(15) 0	1,243	0	0	0	1,243	

() 内は、パートタイム会計年度任用職員数を外書きしたもの

職員手当 の内 訳	区 分	通勤手当 (千円)	時間外勤務 手当等 (千円)	期末手当 (千円)	退職手当 (千円)
	補 正 後	946	219	30,691	0
	補 正 前	946	219	30,691	0
	比 較	0	0	0	0